

かわさきの

# 男女共同参画

## データブック



川崎市・川崎市男女共同参画センター

川崎市では、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女平等のまち・かわさき」をめざし、2001年10月に「男女平等かわさき条例」が施行され、条例に基づく川崎市男女平等推進行動計画（かわさき☆かがやきプラン）が、2004年5月に策定されました。

プランには、市、市民、事業者の連携促進、仕事と家庭の両立、子育て支援、男女平等意識の醸成、ドメスティック・バイオレンスなどの女性の人権侵害の根絶などが盛り込まれ、さらに、行動計画の進捗状況を定期的に把握し、検証するシステムの構築がうたわれています。

検証システム構築のための具体的な施策としては、男女共同参画推進の視点から統計データを再編成し、広く市民に公表することにより、男女共同参画に対する市民の関心を喚起し、市民による評価の実施を支援することなどが定められました。

川崎市男女共同参画センターでは、1999年に、市民が男女共同参画の進み具合を把握するためのわかりやすい「尺度」（ものさし）の作成を検討する「かわさきジェンダー指標研究会」を立ち上げました。研究会では、過去のデータの整理や、他の自治体の取り組みを参照し、35の指標を設定しました。さらに、市民女性及び本市管理職を対象に、それぞれの指標の「わかりやすさ」「アピール度」を調査し、その結果を『かわさきジェンダー指標に関する報告書』（2001年3月発行）にまとめました。

このたび、報告書に基づく「かわさきジェンダー指標」の最近の数値をもとに、センターでは、市民の皆様が男女共同参画の進み具合を実感していただけるような24の数値指標を提案する「かわさきの男女共同参画データブック」を作成しました。作成するにあたり、男女共同参画社会をより具体的にイメージしていただくために、「男女が偏りなく社会参画する」「男女がともに仕事と家庭を両立できる」「性別役割分業意識から自由になる」「男女が互いの人権を尊重し、ともに生きる」の4つの分野についての解説を、かわさきジェンダー指標研究会の会長を務めた武蔵大学教授国広陽子さんをお願いいたしました。

多くの方に、男女共同参画の進展に関心を深めていただき、皆様ならではの指標づくりにご活用いただければ幸いです。

I 男女が偏りなく社会参画する	2
I-1 教育関係管理職(校長・教頭)の女性比率	3
I-2 市議会議員の女性比率	4
I-3 市の審議会等の女性比率	5
I-4 市採用職員の女性比率及び管理職の女性比率	6
(1) 市採用職員の女性比率	
(2) 市管理職の女性比率	
I-5 企業における女性の管理職比率	7
I-6 ボランティア及び市民活動グループの代表者の女性比率	8
I-7 町内会・自治会会長の女性比率	9
II 男女がともに仕事と家庭を両立できる	10
II-1 男女の賃金比較	11
(1) 男女の賃金比較	
(2) 初任給における男女の賃金比較	
II-2 男女の年金受給額比較	12
II-3 母子世帯の一般世帯に対する年間所得比較	13
II-4 女性の労働力率	14
II-5 正規雇用の女性比率	15
II-6 男女の家事時間の割合	16
II-7 男女の育児休業取得率・介護休業取得率	17
II-8 育児を理由に離職した人(男女)の割合・介護を理由に離職した人(男女)の割合	18
II-9 保育所の未入所児童数	19
III 性別役割分業意識から自由になる	20
III-1 男は仕事、女は家庭という役割観をもつ子どもの比率	21
III-2 男は仕事、女は家庭という役割観をもつ男女別割合	22
III-3 「男性は仕事中心で家事は補助的でよいが、女性が仕事をする場合は家事や育児に支障がない範囲にとどめるべき」という考え方に同意する人の割合	23
IV 男女が互いの人権を尊重し、ともに生きる	24
IV-1 ドメスティック・バイオレンス等に関する相談の件数	25
IV-2 セクシュアル・ハラスメントへの対策を実施した事業所の割合	26
IV-3 年齢別人工妊娠中絶件数	27
☆参考資料☆	
川崎の人々	28
計画(川崎市男女平等推進行動計画)の体系	32



## I 男女が偏りなく社会参画する

参画とは、メンバーであるだけでなくその集団や組織での方針決定にきちんと影響を与えることのできる参加の仕方をいいます。つまり男女共同参画社会とは社会の意思決定に男女がともに責任を持って加わり、責任を負うことができるような社会です。

男女共同参画社会がどのような社会かイメージしにくいという意見を聞きますが、そんなに難しいことではありません。「長」と名のつく地位に就く女性はまだまだ少なく、長である男性を補佐する立場についていることが多くはないでしょうか。教育現場、地域、会社組織など身近な場を見回し、方針決定の場に女性がどのくらい加わっているのか、その割合の変化をみることからスタートしてはどうでしょう。役員会や議会など重要な方針決定の場が一方の性ばかりで占められていると、片方の経験や意見が軽視されやすく、極端な場合は無視されます。男性が独占してきた長い歴史をもつこれら意思決定の場に、男女が半々いることが当たり前になれば、どのような好ましい変化がおきるか想像してみましょう。

女子生徒にとって、リーダーとなっている女性を生き方モデルとして身近に感じる機会を経験することが貴重です。校長・教頭などに女性が増えることは女性のロールモデルとしても意味があります。

議会や審議会は国や自治体の政策決定の場としてきわめて重要ですが、日本は国政よりも地方議会の女性議員比率が低いという特異な状況です。なかでは大都市の議会の女性比率が比較的高くなっているため、川崎市議会の女性議員比率については、経年変化を見るだけでなく、他の政令指定都市や諸外国の地方議会と比べることも大切です。

少数派が意思決定で影響力を持つためには最低30%が必要だといわれており、審議会委員については、国も地方自治体も片方の性に偏らないよう女性委員比率の数値目標を掲げて努力しています。川崎市では女性委員ゼロの審議会がまだ残っています。さらに今後は審議会の会長に女性がどの程度就いているかに注目することも必要でしょう。

市の職員および管理職の女性比率、市内企業における女性管理職比率、町内会・自治会会長の女性比率など、従来まで女性が少なかったポストについて数値を把握し、推移を見極めることで、男女共同参画社会についての具体的なイメージもつかみやすくなります。

一方、市民が主体となっているボランティアや市民活動はどうでしょうか。市民活動のうち最も多い福祉関係の活動は女性が大半を担っているというように、活動分野には性別による偏りがあります。定年になるまでは地域活動は妻任せという勤め人男性も多いのですが、市民活動への現役世代男性の参画は重要な課題です。経済的活動だけでなく、幅広い社会活動への参画を視野に入れましょう。



## I-1 教育関係管理職（校長・教頭）の女性比率

教育現場の意思決定に関与する校長・教頭が男女同数程度であることで、より一層公平な判断や決定がなされ、さらなる良質な教育を提供できる可能性が高くなります。また、男女の別なく、それぞれが学校の責任ある地位についていることは、成長期の子どもたちにとって将来の参画する社会における役割モデルとして、男女共同参画が自然なこととして受け入れられることにつながります。

現在、校長及び教頭の女性比率は、小学校では21.1%、21.9%、中学校では11.8%、13.7%であり、2001年に比べても横ばいの状態です。また、高等学校では女性の校長又は教頭は1人もいない状況です。

教育関係管理職の女性の参画状況をみる場合には、女性比率だけではなく、女性、男性それぞれの教諭数を母数として求められた輩出率の比較が重要です。教頭昇任者の平均年齢には大きな差異はないようですが、教頭の輩出率は、小学校では、男性は女性の7.5倍、中学校では4.0倍となっています。

男女共同参画社会を実現していくためには、輩出率が均衡するよう女性の校長や教頭の比率を高めていくことが必要であり、この指標を見ていくことは重要となります。

表 I-1① 川崎市教育関係管理職（校長・教頭）の女性比率と教頭昇任者の平均年齢（各年4月1日現在）（川崎市）

	年	校 長			教 頭			教頭昇任者の平均年齢	
		総数 人	女性数 人	女性比率 %	総数 人	女性数 人	女性比率 %	女 性 歳(昇任者数人)	男 性 歳(昇任者数人)
小学校	2001	114	24	21.1	114	23	20.2	51.0 (5)	50.3 (12)
	2005	114	24	21.1	114	25	21.9	52.7 (10)	50.9 (15)
中学校	2001	51	5	9.8	51	7	13.7	52.0 (2)	50.8 (9)
	2005	51	6	11.8	51	7	13.7	52.5 (4)	51.9 (15)
高等学校	2001	5	0	0.0	11	0	0.0	(0)	— (1)
	2005	5	0	0.0	11	0	0.0	(0)	55.0 (3)
特殊教育 諸学校	2001	3	1	33.3	3	0	0.0	(0)	51.5 (2)
	2005	3	0	0.0	5	2	40.0	(0)	50.0 (2)

資料出所：川崎市教育委員会事務局教職員課調べ

表 I-1② 川崎市教育関係管理職（校長・教頭）の輩出率(各年4月1日現在 養護教諭数は含まない)（川崎市）

	年	校長 教頭	女 性			男 性		
			教諭数 人	管理職数 人	輩 出 率 %	教諭数 人	管理職数 人	輩 出 率 %
小学校	2001	校長	1,744	24	1.38	852	90	10.56
		教頭		23	1.32		91	10.68
	2005	校長	1,861	24	1.29	883	90	10.19
		教頭		25	1.34		89	10.08
中学校	2001	校長	505	5	0.99	843	46	5.46
		教頭		7	1.39		44	5.22
	2005	校長	515	6	1.17	808	45	5.57
		教頭		7	1.36		44	5.45
高等学校	2001	校長	85	0	0.00	312	5	1.60
		教頭		0	0.00		11	3.53
	2005	校長	100	0	0.00	284	5	1.76
		教頭		0	0.00		11	3.87
特殊教育 諸学校	2001	校長	95	1	1.05	88	2	2.27
		教頭		0	0.00		3	3.41
	2005	校長	114	0	0.00	84	3	3.57
		教頭		2	1.75		3	3.57

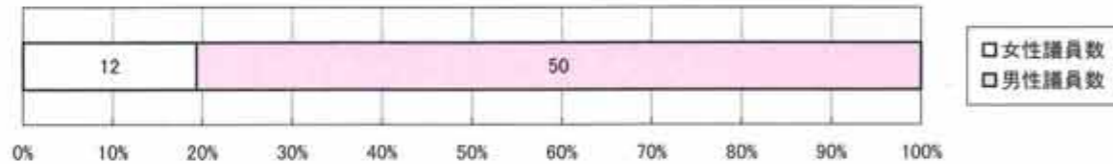
資料出所：川崎市教育委員会事務局教職員課調べ



1-2 市議会議員の女性比率

地方自治体のさまざまな政策が決定される場が議会です。しかし、その議会に参画する女性の数が非常に少ないのが現状です。川崎市では、2003年以降、女性の議員数は12人、男性の議員数は50人で、女性の議員比率は19.4% (図1-2) になっており、政令指定都市全体で見たときの16.3%よりは高くなっています。私たちの生活に深く関わる政策決定の場に男女がともに責任をもって参画していくことが、男女共同参画社会の実現のために必要であり、この指標をみていくことは重要だと考えられます。

図1-2 川崎市議会議員の女性比率 (川崎市)



資料出所：川崎市『川崎市議員録』より作成

表1-2 地方議会における女性議員 年度別状況

議会種別	項目	年度						
		1976年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2004年
都道府県議会	総数	人 2,807	2,833	2,857	2,798	2,927	2,888	2,815
	女性議員数	人 35	34	38	72	92	159	194
	男性議員数	人 2,772	2,799	2,819	2,726	2,835	2,729	2,621
	女性議員の割合	% 1.2	1.2	1.3	2.6	3.1	5.5	6.9
市議会	総数	人 20,062	20,080	19,729	19,070	19,050	18,379	20,024
	女性議員数	人 397	441	601	862	1,392	1,855	2,306
	男性議員数	人 19,665	19,639	19,128	18,208	17,658	16,524	17,718
	女性議員の割合	% 2.0	2.2	3.0	4.5	7.3	10.1	11.5
政令指定都市議会	総数	人 --	--	--	--	848	837	884
	女性議員数	人 --	--	--	--	89	120	144
	男性議員数	人 --	--	--	--	759	717	740
	女性議員の割合	% --	--	--	--	10.5	14.3	16.3
町村議会	総数	人 48,010	47,221	45,293	42,728	41,653	39,707	33,189
	女性議員数	人 232	274	390	608	1,128	1,777	1,936
	男性議員数	人 47,778	46,947	44,903	42,120	40,525	37,930	31,253
	女性議員の割合	% 0.5	0.6	0.9	1.4	2.7	4.5	5.8
特別区議会	総数	人 1,073	1,073	1,032	1,020	1,012	967	925
	女性議員数	人 71	73	73	91	145	191	199
	男性議員数	人 1,002	1,000	959	929	867	776	726
	女性議員の割合	% 6.6	6.8	7.1	8.9	14.3	19.8	21.5
合計	総数	人 71,952	71,207	68,911	65,616	64,642	61,941	56,953
	女性議員数	人 735	822	1,102	1,633	2,757	3,982	4,635
	男性議員数	人 71,217	70,385	67,809	63,983	61,885	57,959	52,318
	女性議員の割合	% 1.0	1.2	1.6	2.5	4.3	6.4	8.1

資料出所：内閣府男女共同参画局『女性の政策・方針決定参画状況調べ』2005年21頁を改変

1-3 市の審議会等の女性比率

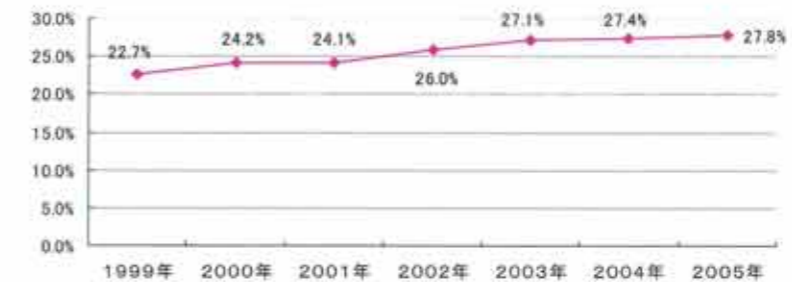
市が実施する様々な政策は市長が策定し、議会で決定されます。審議会は、市長の附属機関として法令や条例に基づき様々な行政分野に数多く設置され、政策決定の重要な役割を担っています。市の政策に女性の視点に基づく意見を反映させるためには、この政策決定過程への女性の参画が欠かせません。川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)は、審議会だけではなく、市の政策・方針の決定のために設けられた協議会等を含めて、女性委員の比率を2008年までに35%とする数値目標を掲げました。2005年6月1日現在、審議会等の数は188、委員の総数は2,892人で、女性委員は804人、女性委員の比率は27.8%です。

表1-3① 川崎市の審議会等の女性委員の比率及び女性委員のいない審議会数 (川崎市)

年	審議会等の数	女性委員のいない審議会等の数	委員総数 人	女性委員数 人	女性委員の比率 %
1999年	217	27	3,104	705	22.7
2000年	213	25	3,334	808	24.2
2001年	213	22	3,304	796	24.1
2002年	214	18	3,254	847	26.0
2003年	215	22	3,339	905	27.1
2004年	207	21	3,184	872	27.4
2005年	188	16	2,892	804	27.8

資料出所：川崎市『平成17年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書』7頁より作成

図1-3 川崎市の審議会等の女性委員の比率 (川崎市)



資料出所：川崎市『平成17年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書』7頁より作成

表1-3② 審議会等委員の女性比率 - 指定都市比較 -

都市名	審議会等の数	女性委員のいない審議会等の数	審議会委員総数に占める女性比率 (%)	調査年月日
札幌市	117	9	30.3	2005年4月1日
仙台市	117	9	29.2	2005年3月31日
さいたま市	178	31	23.3	2005年4月1日
千葉市	129	39	23.7	2004年8月1日
横浜市	134	34	32.4	2004年7月1日
川崎市	207	21	27.4	2004年6月1日
静岡市	106	19	24.4	2005年4月1日
名古屋	94	10	28.7	2005年4月1日
京都市	160	12	27.7	2005年3月31日
大阪市	56	0	31.5	2005年4月1日
神戸市	95	20	28.4	2005年3月31日
広島市	106	33	29.2	2005年4月1日
福岡市	189	12	29.7	2004年6月1日
北九州市	100	13	29.5	2004年6月1日

資料出所：内閣府男女共同参画局『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成17年度)(概要)』2005年16頁より作成



1-4 市採用職員の女性比率及び管理職の女性比率

(1) 市採用職員の女性比率

男女共同参画社会の実現のためには、市の政策の企画、立案及び実施の過程において、一方の性に偏ることなく両性の意見が反映されることが重要です。人事委員会が公表している『川崎市職員の人事に関する統計報告』から、性別内訳のある一般職職員（公営企業に従事する職員を含み、任期付職員、再任用職員及び派遣条例に基づく派遣職員等を除く）の採用状況（表1-4(1)）をみると、最近では、採用される職員のうち女性はおよそ半数近くを占めて推移しています。

表1-4(1) 市採用職員の女性職員比率（川崎市）

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
採用職員総数	508人	624人	617人	450人	397人	379人
採用女性職員数	195人	303人	233人	214人	179人	180人
採用女性職員比率	38.4%	48.6%	37.8%	47.6%	45.1%	47.5%

資料出所：川崎市人事委員会『川崎市職員の人事に関する統計報告』2001～2005年の「学歴別及び性別採用者数」より作成

(2) 市管理職の女性比率

市の政策の企画、立案及び政策の決定等の責任を担うのは課長級以上の管理職の職員です。しかし、女性の管理職職員はまだ少ないのが現状です。行政の意思形成過程において両性の意見が反映されるためには、多くの女性が管理職に登用されることが重要です。そこで、『かわさきジェンダー指標に関する報告書』で掲げた「市における役つき女性職員の比率」に代えて、管理職の女性比率を掲げました。

川崎市男女平等推進行動計画（かわさき☆かがやきプラン）は、数値目標を課長級職員に絞り、その女性比率を2008年までに12%とするとしています。

2005年4月1日現在、市の職員総数は14,942人、女性は4,938人、33.0%で、課長級以上の管理職の女性比率は6.6%です。内訳は局長級で5.0%、部長級で5.2%、課長級7.1%です。

表1-4(2)① 市管理職の女性比率（川崎市）

	職員総数			管理職数			課長級職員数		
	職員総数 (人)	女性職員数 (人)	女性比率 (%)	管理職数 (人)	女性管理職数 (人)	管理職の 女性比率(%)	課長級職員数 (人)	女性課長級 職員数(人)	課長級職員の 女性比率(%)
1999	16,437	5,054	30.7	1,181	61	5.2	811	47	5.8
2000	16,381	5,142	31.4	1,180	61	5.2	816	48	7.5
2001	16,224	5,142	31.7	1,174	67	5.7	814	51	8.2
2002	16,155	5,166	32.0	1,179	65	5.5	815	47	5.8
2003	15,726	5,091	32.4	1,147	68	5.9	813	49	6.0
2004	15,284	5,018	32.8	1,111	69	6.2	799	52	6.5
2005	14,942	4,938	33.0	1,096	72	6.6	786	56	7.1

資料出所：市民局人権・男女共同参画室調べ

表1-4(2)② 管理職の女性比率 一指定都市比較一 (単位：%)

都市名	市全体	うち一般行政職	都市名	市全体	うち一般行政職
札幌市	7.4	2.7	名古屋市	8.0	3.3
仙台市	6.5	8.6	京都市	6.3	3.7
さいたま市	6.2	4.1	大阪市	7.1	4.7
千葉市	4.3	3.2	神戸市	8.0	3.4
横浜市	7.0	3.6	広島市	6.0	2.9
川崎市	6.2	3.6	福岡市	5.2	3.4
静岡市	6.3	2.3	北九州市	4.4	3.2

※調査年月は2005年4月1日現在（単位：%）の自治体が多いですが、県の事情により時点が違うところもあります。  
資料出所：内閣府『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成17年度）（概要）』19頁より作成

1-5 企業における女性の管理職比率

2005年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画（第2次）には、2003年の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との男女共同参画推進本部決定に従い、この目標を達成するための具体的な施策が盛り込まれています。

民間企業における女性雇用者の川崎市内の現況は、「川崎市労働状況実態調査」（表1-5①）によれば、女性管理職者比率が6.4%と低い水準にあります。この比率は産業種間の違いも大きく、飲食店、宿泊業で最も高く16.1%であるのに対し、運輸業では2.9%と大きく異なります。また、中小企業では8.0%であるのに対し、大企業では3.2%となっており、この数値を見る限り、この問題はむしろ大企業の問題であるといえます。

全国の状況を厚生労働省の「女性雇用管理基本調査」から見ると37.5%の企業に女性の管理職がない状況です（表1-5②）。管理職がいる場合でも、労働者に占める女性の割合が33.0%であるのに対し、管理職に占める女性割合は5.8%に過ぎません（表1-5③）。しかもその多くは係長職が占めています。こうした偏りをなくし、女性が経営に参画していくことは、企業活動においても、時代のニーズにあった商品やサービスを提供していくという観点から大切であり、生活優先型社会実現のためにもこの指標は必要だと考えられます。

表1-5① 事業所の管理職者数及び女性管理職者数（川崎市）

	管理職者数		女性管理職者数・割合			
	中央値 △	平均値 △	中央値 △	平均値 △	管理職者数に占める割合・中央値(%)	同・平均値(%)
全体	3.0	10.8	0.0	0.4	0.0	6.4
建設業	3.0	5.6	0.0	0.3	0.0	9.3
製造業	5.0	13.3	0.0	0.3	0.0	5.3
情報通信業	6.0	100.4	0.0	1.3	0.0	5.3
運輸業	3.0	5.2	0.0	0.1	0.0	2.9
卸売・小売業	2.0	7.3	0.0	0.6	0.0	6.1
飲食店、宿泊業	1.0	1.7	0.0	0.4	0.0	16.1
サービス業	3.0	5.7	0.0	0.4	0.0	8.4
その他	3.0	12.1	0.0	0.3	0.0	4.3
中小企業	3.0	4.8	0.0	0.3	0.0	8.0
大企業	4.0	26.2	0.0	0.6	0.0	3.2

資料出所：川崎市『2004年度版労働白書』6頁

表1-5② 役職別女性管理職を有する企業割合（全国） (%)

産業・規模計	合計	係長相当職以上（役員含む）の女性管理職あり			係長相当職以上（役員含む）の女性管理職なし	
		部長相当職	課長相当職	係長相当職	部長相当職	課長相当職
	100.0	62.5	6.7	20.2	32.0	37.5
	<100.0>	<62.0>	<7.4>	<19.0>	<31.2>	<38.0>

※〈 〉内の数字は平成12年度調査の数値  
資料出所：厚生労働省『平成15年度女性雇用管理基本調査結果の概要』52頁より抜粋

表1-5③ 役職別女性管理職割合（全国） (%)

男女労働者計	各役職に占める女性割合				男女労働者に占める管理職割合				女性労働者に占める女性管理職割合					
	女性労働者	係長以上の管理職（役員含む）	部長	課長	係長	係長以上の管理職（役員含む）	うち男女計	うち女性	部長	うち男女計	うち女性	課長	係長	
産業・規模計	100.0	33.0	5.8	1.8	3.0	8.2	21.3	12	3.2	0.1	7.5	0.2	8.2	0.7
	<100.0>	<32.0>	<5.1>	<1.6>	<2.6>	<7.7>	<21.4>	<1.1>	<3.2>	<0.1>	<7.7>	<0.2>	<8.1>	<0.6>

※〈 〉内の数字は平成12年度調査の数値  
資料出所：厚生労働省『平成15年度女性雇用管理基本調査結果の概要』53頁より抜粋



1-6 ボランティア及び市民活動グループの代表者の女性比率

1995年の阪神・淡路大震災を契機に市民活動はあらゆる領域に広がり、社会的に大きな力をもつようになりました。川崎市内のボランティア及び市民活動の状況について、私たちが現在閲覧することができる川崎の市民活動に関するデータとして、神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンターが2005年9月に発行した『2005かながわ市民活動グループ・団体要覧』（2005年2月1日～2月20日に実施した「2005市民活動グループ・団体動向調査」をもとに作成されたもの）を取り上げ、そこから川崎のデータを拾ってみることにしました。

下に示した表とグラフは、『2005かながわ市民活動グループ・団体要覧』に掲載されている、活動地域が川崎市内になっているグループ・団体の情報をもとに作成したものです。表1-6①は活動地域別、表1-6②は分野別に代表者の女性比率を示したものです。活動地域が「川崎市」または川崎市内各区と回答した団体・グループは全体で328、うち代表が女性の団体・グループは207（63%）で、川崎のボランティア及び市民活動は女性が担っている現状がうかがえます。また、これを分野別にみると福祉関係の活動が最も高く62%、そして子ども、社会教育と続きます。分野別の女性比率は、福祉、子ども、男女共同参画、消費者保護において高く、災害救援、環境保全、情報化社会、地域安全、科学技術においては男性比率が高くなっています。男女がともにいきいきと暮らせる地域社会を創っていくためには、こうした偏りをなくし、あらゆる分野で男女がともに市民活動を担っていくことが必要であり、この指標をみていくことは重要だと考えられます。

表1-6① 活動地域別ボランティア及び市民活動グループ・団体の代表者の女性比率（川崎市）

活動地域	代表者が女性	全体	女性比率
川崎市	38	79	48%
川崎区	34	57	60%
幸区	14	17	82%
中原区	20	30	67%
高津区	25	38	66%
宮前区	16	21	76%
多摩区	20	30	67%
麻生区	40	56	71%
合計	207	328	63%

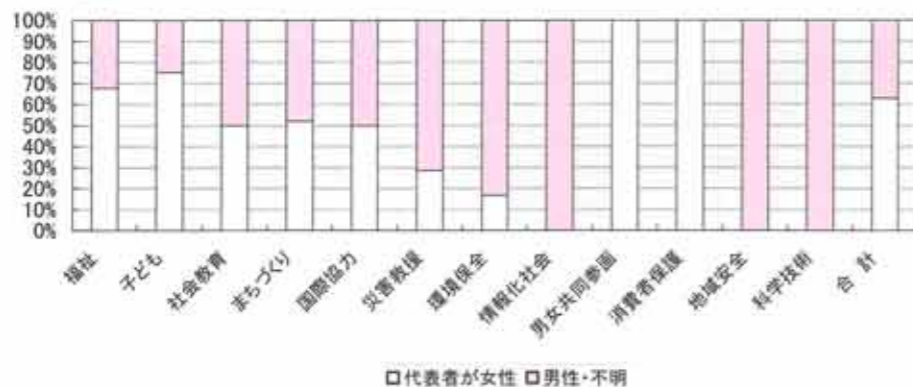
※活動地域の表記は、ボランティア及び市民活動グループ・団体の回答による

表1-6② 分野別ボランティア及び市民活動グループ・団体の代表者の女性比率（川崎市）

分野	代表者が女性	男性・不明	全体	女性比率
福祉	139	65	204	68%
子ども	30	10	40	75%
社会教育	13	13	26	50%
まちづくり	13	12	25	52%
国際協力	7	7	14	50%
災害救援	2	5	7	29%
環境保全	1	5	6	17%
情報化社会	0	2	2	0%
男女共同参画	1	0	1	100%
消費者保護	1	0	1	100%
地域安全	0	1	1	0%
科学技術	0	1	1	0%
合計	207	121	328	63%

資料出所：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター『2005かながわ市民活動グループ・団体要覧』より作成

図1-6① 分野別ボランティア及び市民活動グループ・団体の代表者の女性比率（川崎市）



資料出所：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター『2005かながわ市民活動グループ・団体要覧』より作成

1-7 町内会・自治会会長の女性比率

男女共同参画社会を実現していくためには、家庭、学校、職場、地域において男女平等を推進することが重要です。町内会・自治会は地域ごとの意思決定や地域活動を行う組織として大きな力を持っています。従って、こうした地域組織において女性が方針決定に関わる地位につくことは、地域生活における男女共同参画を実現していく上で非常に重要です。

表1-7によると、2005年3月現在で、区町内会連合会、各地区町内会連合会の会長は全て男性で、女性は一人もいません。単位町内会・自治会でも、女性の会長は多摩区、麻生区で、それぞれ11.8%、14.3%と1割を超えていますが、その他は1割以下で、南部にいくほど低率になっています。

この指標における男女の偏りの大きさから、世帯主の多くが男性であり、世帯単位の町内会・自治会では世帯主である男性が団体の長になるという慣習が地域に根強く残っていることがうかがえます。地域における男女平等を実現していくためには、地域活動を担う町内会・自治会組織の男女の偏りをなくしていくことが必要であり、この指標をみていくことが重要だと考えられます。

表1-7 町内会・自治会の女性会長比率（川崎市） 2005年3月現在

	区町内会連合会		各地区町内会連合会		単位町内会・自治会	
	総数(人)	うち女性会長	総数(人)	うち女性会長	総数(人)	うち女性会長
川崎区	1	0 (0.0%)	5	0 (0.0%)	91	1 (1.1%)
幸区	1	0 (0.0%)	3	0 (0.0%)	64	2 (3.1%)
中原区	1	0 (0.0%)	5	0 (0.0%)	77	2 (2.6%)
高津区	1	0 (0.0%)	2	0 (0.0%)	103	8 (7.8%)
宮前区	1	0 (0.0%)	2	0 (0.0%)	70	5 (7.1%)
多摩区	1	0 (0.0%)	2	0 (0.0%)	93	11 (11.8%)
麻生区	1	0 (0.0%)	1	0 (0.0%)	98	14 (14.3%)
全区	7	0 (0.0%)	20	0 (0.0%)	596	43 (7.2%)

資料出所：川崎市市民局人権・男女共同参画室調べ



## II 男女がともに仕事と家庭を両立できる

初任給でも男女にはまだ若干の差がありますが、格差は40歳代以降には著しく広がっています。女性の平均賃金は同い年の男性の賃金に比べ、はるかに低いのです。これはなぜでしょう。

年齢階級別にみた日本女性の労働力率をグラフ化すると、20代後半から30代が落ち込み40代になって再び上昇するM字型になることが知られています。男性の労働力率には落ち込みがなくグラフは台形です。また女性は結婚・子育てや夫の転勤、家族の介護などで職業を中断することが多く、そのため、平均勤続年数は短くなっています。さらに再就職の場合、パートやアルバイトなどで働くことが多く、これも女性の賃金を低くしています。そこで、賃金比率や女性の労働力率のM字の切れ込みの様子は、男女平等社会に到達する過程での重要な指標になります。

仕事をやめずに介護や子育てができるよう、保育施設の充実を含めさまざまな取り組みが求められます。このとき大切なのは、女性だけが子育てを担当することを前提にした子育て支援ではなく、男性もふくめた働き方全体の見直しです。

終身雇用制度が揺らぎ、男性の雇用も不安定になっているため、世帯の経済的リスクを分散するためにも、男性は配偶者に共働きを希望するようになってきました。また能力のある女性の中途退職を資源の損失とみなす職場も増えています。なかには結婚や出産時期を調整し、キャリアの確立をまず優先する女性もいます。しかし、出産を予定しつつ先延ばしにした結果、責任ある立場につくと、かえって育児休業がとりにくくなるというジレンマも生じています。仕事と子育てに二者択一を迫るようなさまざまな制度を変えていく必要があるのです。

育児介護休業は法制度上父親でも母親でも取得することができます。しかし、男性の取得者はまだごくわずかです。男性が制度を利用しない理由として、職場の雰囲気（構成員や上司の性別役割分業意識）や休業期間中の経済的不安があげられます。夫の収入の方が多い場合、休業によって失われる所得もより多くなり、家計にとって痛手となるという現実もあります。ここにも夫婦間の所得格差（その背景としての男女間の賃金格差）が影響しています。

実際には女性（妻・母親）は職業を持ち、かつケアの大半を担い、男性（夫・父親）は、家事や育児などにほとんど時間を割かない（割けない）のが実情です。職業だけでなく、職場以外の友人との付き合いや、趣味、家族との生活や地域活動、ボランティアなど幅広い活動も含めたトータルな生活をおくれる社会を実現したいものです。

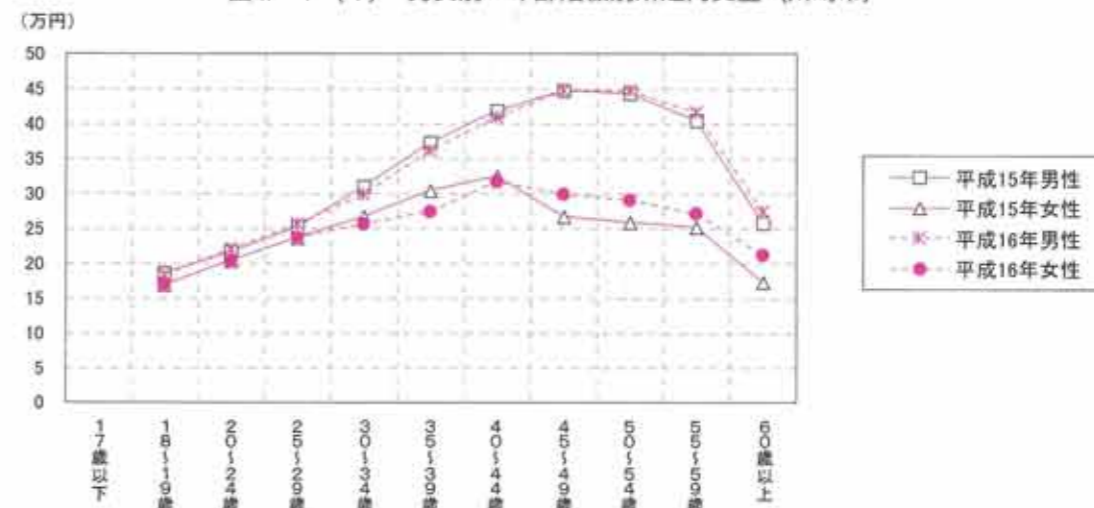


## II-1 男女の賃金比較

### (1) 男女の賃金比較

男女別・年齢別所定内賃金は55歳以上を除き、年齢とともに格差が拡大しています（図II-1(1)）。この格差は、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」の結果などから、出産・育児期に就労を中断する女性が多く、その後の再就労においては家庭との両立を考慮して短時間就労のパート等、正規雇用比べて低賃金の非正規雇用で働くことが多くなっていることに起因していると考えられます。子どもをもつ女性が充実した職業生活を営むことのできる環境の整備と個々の能力を発揮できる職種の拡大が望まれます。

図II-1(1) 男女別・年齢階級別所定内賃金（川崎市）

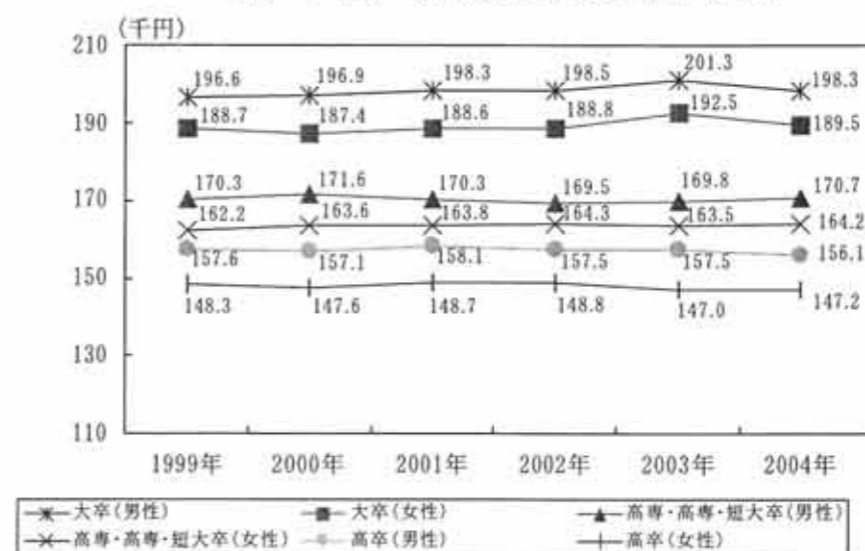


資料出所：川崎市『2004年版川崎市労働白書』71頁

### (2) 初任給における男女の賃金比較

男女の就労による賃金を比較するとき、すでに初任給において男性の方が高い傾向が学歴を問わず続いています。この初任給の差は男女の労働形態や職種・職業領域の偏りなどによると考えられています。こうした偏りをなくしていくことが必要であり、この指標をみていくことが重要だと考えられます。

図II-1(2) 初任給における男女格差（全国）



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査 時系列表」（厚生労働省ホームページ「統計調査結果」）より作成



## II-2 男女の年金受給額比較

男女の生涯賃金の差は老後の生計を支える年金受給額にも大きく影響を与えます。男性より低い賃金で、しかも平均勤続年数の短い女性の年金受給額は低額となっています。男性の受給額の低下により、年々、差は縮まる傾向が見られますが、2003年度の厚生年金保険老齢年金受給権者の新規裁定の状況(表II-2①)をみると、女性が受給する平均年金月額、男性(老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分を受給している者)に比べ82,550円低くなっています。

2004年に公的年金制度が大きく改正され、離婚する女性の老後の所得水準の保証を目的に、婚姻期間中に納付した厚生年金保険料は夫婦が共同負担していたものと見なされ、2007年4月1日から、離婚した場合に厚生年金受給権を夫婦間で分割できる新しい仕組みが施行されることになりました。

年金給付において世帯単位から個人単位への発想の移行の萌芽が見られますが、保険料納付においては世帯単位のままになっています。男女が共にどのような人生を選んだとしても応分に年金を受給できる公平感のある仕組みが望まれます。

表II-2① 厚生年金保険老齢年金受給権者の新規裁定の状況(全国)

年度	受給権者数(万人)			平均年金月額(円)						
	総数	男子	女子	総数	男子	女子				
1999	53.7	44.5	9.2	181,169	196,878	105,084				
2000	62.1	47.7	14.5	174,793	195,872	105,285				
		計	基礎又は定額あり	基礎及び定額なし		計	基礎又は定額あり	基礎及び定額なし		
2001	67.1	48.5	21.1	27.2	18.7	134,197	144,964	196,897	104,643	106,223
2002	70.9	52.1	8.0	44.0	18.9	114,792	117,722	193,551	103,887	106,704
2003	75.9	55.7	6.1	49.6	20.2	110,240	111,520	189,250	101,943	106,700

※ 平均年金月額には、基礎年金額を含む。ただし2002年度以降については、旧農林共済分の基礎年金額を除く。  
 ※ 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が、2001年度以降に60歳に達する男子(昭和16年4月2日以降生まれ)より、60歳から61歳に引き上げられた。  
 ※ 「基礎又は定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分を受給していない者)をいう。

資料出所：社会保険庁「平成15年度社会保険事業の概況」(社会保険庁ホームページ「統計情報」)12頁を改変

表II-2② 厚生年金保険老齢年金受給権者(被保険者期間20年以上)の新規裁定の状況(全国)

年度	受給権者数(万人)			平均年金月額(円)						
	総数	男子	女子	総数	男子	女子				
1999	49.5	43.4	6.1	188,914	199,074	116,654				
2000	57.4	46.6	10.8	182,009	197,808	113,728				
		計	基礎又は定額あり	基礎及び定額なし		計	基礎又は定額あり	基礎及び定額なし		
2001	62.1	47.5	20.5	27.0	14.6	138,342	146,025	199,521	105,270	113,422
2002	66.4	51.1	7.6	43.5	15.2	117,287	118,510	197,782	104,594	113,183
2003	71.4	54.7	5.8	48.9	16.6	112,400	112,342	193,620	102,715	112,592

※ 平均年金月額には、基礎年金額を含む。ただし2002年度以降については、旧農林共済分の基礎年金額を除く。  
 資料出所：社会保険庁「平成15年度社会保険事業の概況」(社会保険庁ホームページ「統計情報」)13頁を改変

## II-3 母子世帯の一般世帯に対する年間所得比較

母子世帯についての調査には、総務省の国勢調査、厚生労働省の国民生活基礎調査、全国母子世帯等調査などがあります。国民生活基礎調査によると、母子世帯数は近年増加の傾向にあり、2004年6月10日現在62万7千世帯で(図II-3①)、全世帯(4,632万3千世帯)の1.4%になっています。母子世帯となった理由については、全国母子世帯等調査(2003年11月1日現在)によれば、死別が減少し、離婚によるものが79.9%と8割を占めています。川崎市の母子世帯数は5,145世帯、そのうち離婚によるものが4,076世帯で79.2%を占め、全国と同様の傾向になっています(川崎市「平成12年度国勢調査結果川崎市の人口(4)」(川崎市ホームページ「統計情報」))。

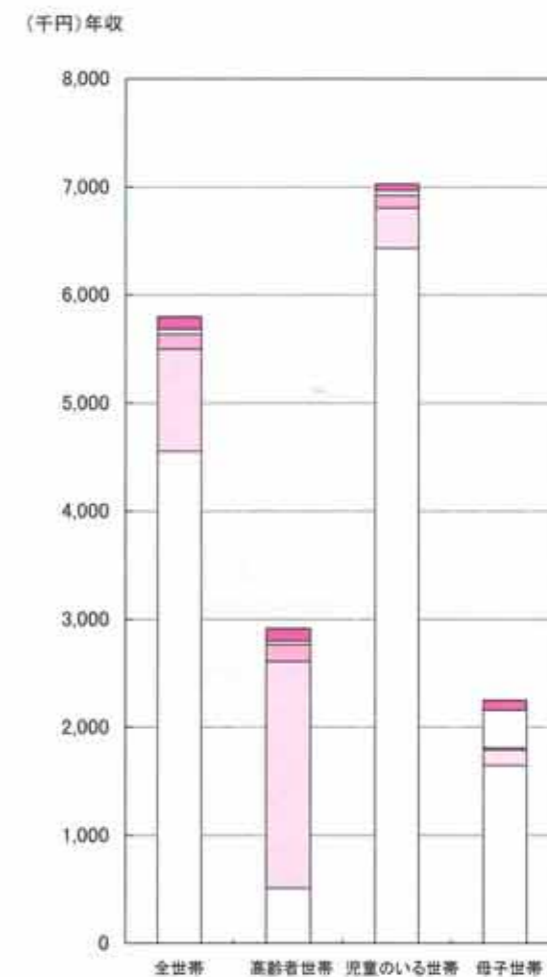
母子世帯の年間所得は「児童のいる世帯」の32%で、「高齢者世帯」よりも低くなっています(表II-3)。全国母子世帯等調査によれば、母子世帯の母は83.0%が就業していますが、「臨時・パート」が49.0%と最も多く、安い賃金でぎりぎりの生活を強いられている状況がうかがえます。平均所得金額の構成割合(図II-3②)をみると、母子世帯の総所得の15.4%は社会保障給付で占められています。しかし、2008年から児童扶養手当の受給開始5年経過の減額措置が適用されることになっています。これに伴い、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」により、就業・自立支援の推進が図られることになりましたが、母子家庭の経済的困難の解消に向けて、これらの指標をみていくことは重要だと考えられます。

図II-3① 母子世帯数年次推移(全国)



資料出所：厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省ホームページ「報道発表資料2005/7/6」)より作成

図II-3② 所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合(全国)



表II-3 所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合(全国) 単位：千円

項目	全世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	母子世帯
稼働所得	4,551	512	6,434	1,648
公的年金・恩給	946	2,093	371	142
財産所得	142	157	113	19
年金以外の社会保障給付金	44	34	49	347
仕送り・その他の所得	114	114	60	90
総所得	5,797	2,909	7,026	2,246

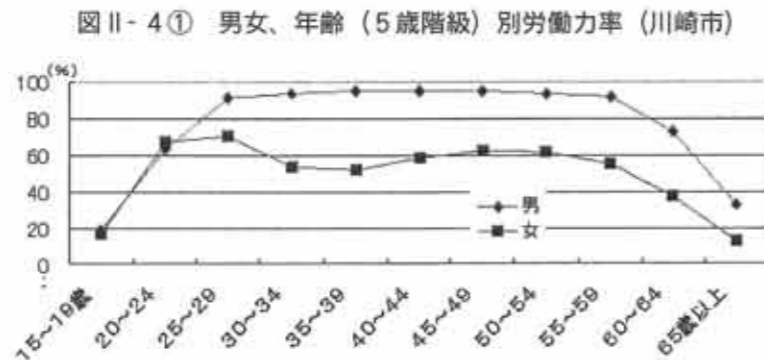
※ 「児童のいる世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「三世帯世帯」を合わせたもの

資料出所：厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省ホームページ「報道発表資料2005/7/6」)より作成



II-4 女性の労働力率

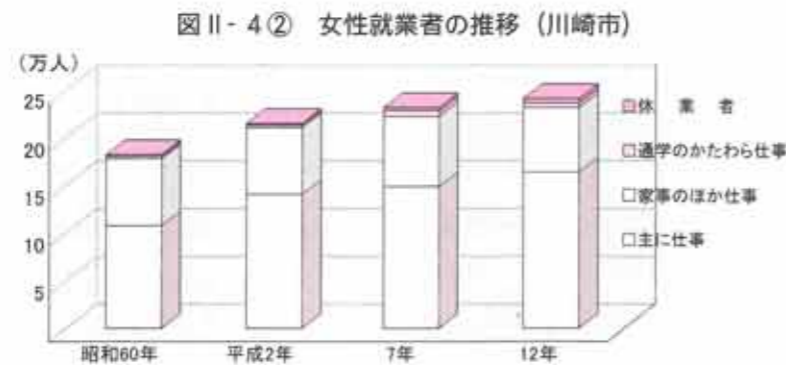
労働力率とは、就業者と完全失業者を合わせて労働力人口としたときの、15歳以上人口に占める労働力人口の割合をいいます。就業者の中には、「主に仕事」・「家事のほか仕事」・「通学のかたわら仕事」・「休業」が含まれます。男性の労働力率が台形を示すのに対し、女性の労働力率はM字曲線を描き、出産・育児を担う年齢で男女の違いが大きくなっています（図II-4①）。男女がともに仕事と家庭を両立できるようにするには、こうした偏りをなくしていくことが必要だという意味で、この指標をみていくことが重要だと考えられます。



図II-4① 男女、年齢（5歳階級）別労働力率（川崎市）

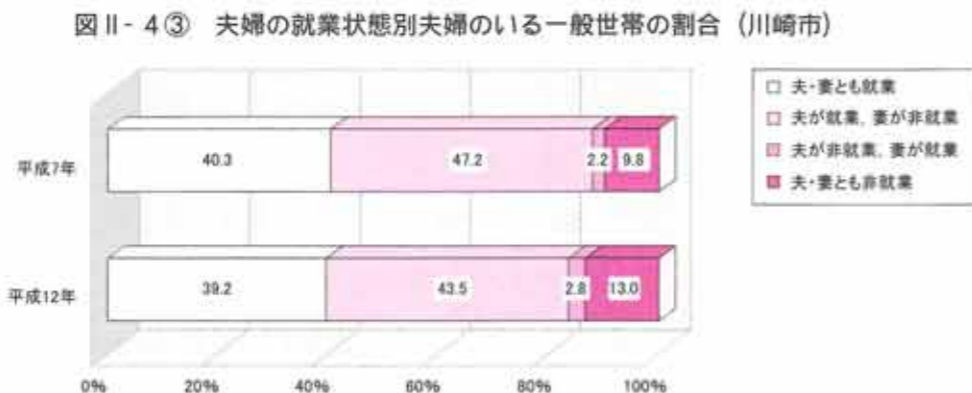
資料出所：川崎市「平成12年国勢調査結果川崎市の人口（2）」（川崎市ホームページ「統計情報」）

労働力率に続いて、参考までに、同じ国勢調査結果から、「女性就業者の推移」、「夫婦の就業状態別夫婦のいる一般世帯の割合」をみてみましょう。女性就業者、それも、「主に仕事」が増えてきています。しかし、夫婦の労働力状態をみると、2000（平成12）年では、「夫・妻とも就業」と「夫が就業、妻が非就業」の格差は縮まってきてはいるものの、依然「夫が就業、妻が非就業」の方が高くなっています。年齢別の労働力率だけでなく、結婚し、子どもを持つ女性の就業状況も併せてみていきたいものです。



図II-4② 女性就業者の推移（川崎市）

資料出所：川崎市「平成12年国勢調査結果川崎市の人口（2）」（川崎市ホームページ「統計情報」）



図II-4③ 夫婦の就業状態別夫婦のいる一般世帯の割合（川崎市）

資料出所：川崎市「平成12年国勢調査結果川崎市の人口（2）」（川崎市ホームページ「統計情報」）

II-5 正規雇用の女性比率

有業者を雇用形態別にみると（表II-5）、ここにも男女で大きな偏りがみられます。平成14（2002）年のデータでは、男性は雇用者394人のうちの296人（75.1%）が正規雇用なのに比べて、女性は雇用者221人中正規雇用者は87人で正規雇用率は39.4%になっています。また、女性の雇用者の30.3%がパートであり、パート比率は増加の傾向にあります。

一方、表II-5の実数から、正規雇用者384人に占める男女の比率を計算すると、男性77%、女性23%、パート76人に占める男女の比率は、男性12%、女性88%になっています。川崎のパート労働を支えているのは女性だということがうかがえます。これを、図II-5で、年齢別にみると、女性は30歳以上からパートなどの非正規雇用が増えていきます。パート労働は正規雇用者に比べ、勤務条件において大変不利な状況です。男女共同参画社会の実現には、この偏りをなくしていくことが求められていることから、この指標をみていくことが重要だと考えられます。

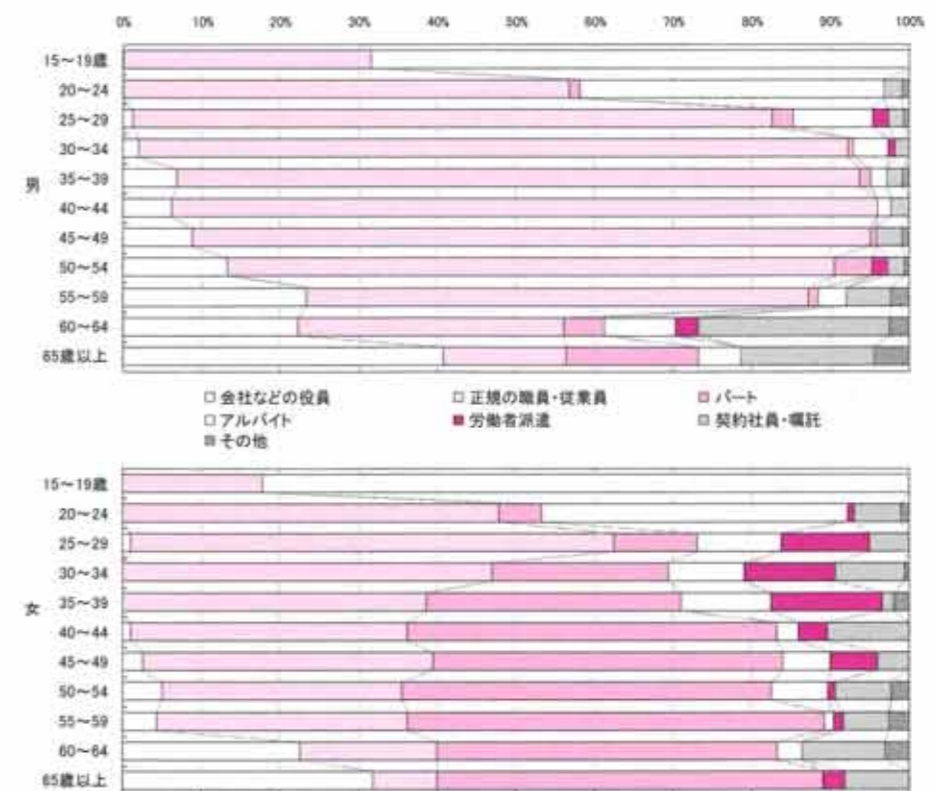
表II-5 男女別、従業上の地位別、雇用形態別有業者数（平成14年、9年）（川崎市）

調査年次	性別	総数	雇用形態別有業者数（単位：千人、%）					
			自営業主	家族従業者	雇用者	うち正規の職員・従業員	うちパート	うちアルバイト
平成14年	有業者総数	684	53	15	615	384	76	61
	9年	692	52	20	620	435	63	48
平成14年	男	437	40	3	394	296	9	32
	9年	441	37	4	400	316	3	26
平成14年	女	247	13	12	221	87	67	29
	9年	251	14	16	220	119	60	22
構成比	平成14年	100.0	7.7	2.2	89.9	62.4	12.4	9.9
	9年	100.0	7.5	2.9	89.6	70.2	10.2	7.7
男	平成14年	100.0	9.2	0.7	90.2	75.1	2.3	8.1
	9年	100.0	8.4	0.9	90.7	79.0	0.8	6.5
女	平成14年	100.0	5.3	4.9	89.5	39.4	30.3	13.1
	9年	100.0	5.6	6.4	87.6	54.1	27.3	10.0

※1 「パート」、「アルバイト」の雇用形態は、職場の呼称による。  
 ※2 「正規の職員・従業員」、「パート」及び「アルバイト」の構成比は、雇用者に占める割合。

資料出所：川崎市『川崎市の就業構造—平成14年就業構造基本調査結果—』11頁

図II-5 男女別、年齢階級別、雇用形態別雇用者の構成比（川崎市）



資料出所：川崎市『川崎市の就業構造—平成14年就業構造基本調査結果—』15頁

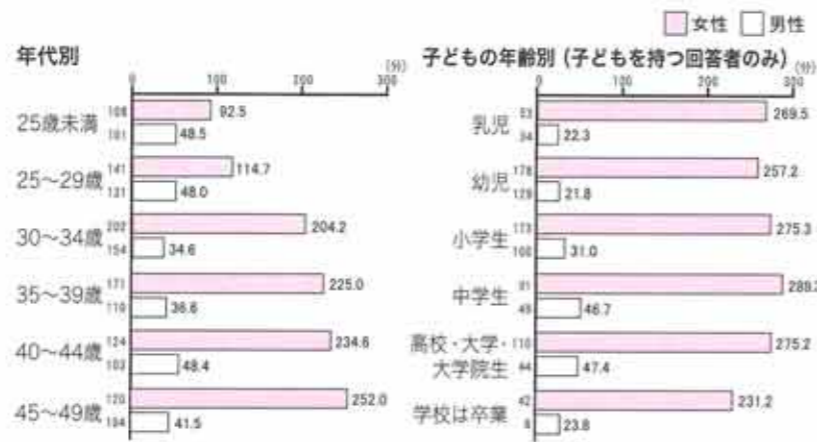


II-6 男女の家事時間の割合

子育て期に相当する20～49歳の市民を対象にした『川崎市生活時間実態調査』（調査年月2002年12月）では、女性の家事時間は年齢が高くなるにつれ増えているのに対し、男性の家事時間は全体に短く年齢による差もほとんどないという結果になっています（図II-6①）。子どもを持つ回答者の、子どもの年齢別の家事時間をみると、男女の偏りは顕著に現れています。一方、就労時間の結果（図II-6②）をみると、子どもを持つ回答者の子どもの年齢別の就労時間では、女性は子どもの年齢が高くなるにつれ就労時間が増えています。この家事時間と就労時間の結果から、女性は子どもが大きくなると、家事をこれまでどおりこなし、さらに仕事もしているという状況がうかがえます。

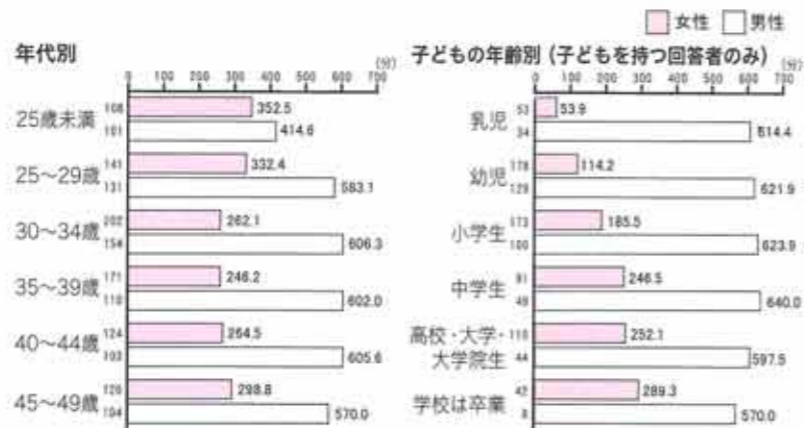
今後、男女が社会でも家庭でもともに責任を分かち合える、男女共同参画社会を実現していくためには、こうした男女の家事時間と就労時間の偏りを小さくしていくことが必要であることから、この指標をみていくことは重要だと考えられます。

図II-6① 家事時間の長さ（平日）（川崎市）



資料出所：川崎市『川崎市生活時間実態調査』2003年より作成

図II-6② 仕事・就労時間の長さ（平日）（川崎市）



資料出所：川崎市『川崎市生活時間実態調査』2003年より作成

II-7 男女の育児休業取得率・介護休業取得率

川崎市にある事業所の育児休業、介護休業制度の整備状況は、それぞれ70.6%、62.7%となっていますが、実際に取得者がいた事業所となると、育児休業で14.8%（表II-7①）、介護休業は2.6%（表II-7③）という低い数字になっています。表II-7①、表II-7②から、実際の育児休業取得者数を計算してみると、最低でも184人、そのうち男性は6人という結果でした。また、表II-7③、表II-7④から介護休業取得者は、最低でも22人、うち、男性は最低で5人という結果でした。男女ともに、まだまだ育児休業、介護休業が取得しにくい状況であり、中でも男性の取得者はさらに少なくなっています。男女がともに仕事と家庭が両立できる社会をめざすために、この指標をみていくことは重要だと考えられます。

表II-7① 2003年度1年間の川崎市内の民間企業・事業所における育児休業取得者数（川崎市）

	調査事業所数(育児休業が「制度としてある」「慣行としてある」事業所)	取得者数						
		0人	1人	2人	3人	4～7人	8人以上	無回答
全体	574	79.1%	8.9%	2.6%	0.9%	1.0%	1.4%	6.1%
中小企業	316	82.3%	7.9%	1.6%	—	—	0.3%	7.9%
大企業	185	74.1%	10.8%	5.4%	1.6%	2.7%	2.2%	3.2%
非該当	73	78.1%	8.2%	—	2.7%	1.4%	4.1%	5.5%

※市内2000民間企業・事業所を無作為に抽出し調査。回収された調査票は812枚、回収率は40.6%、うち、育児休業が「制度としてある」「慣行としてある」事業所は574（70.6%）

資料出所：川崎市『2004年度版川崎市労働白書』167頁より作成

表II-7② 2003年度1年間の川崎市内の民間企業・事業所における男性の育児休業取得者数（川崎市）

	調査事業所数(育児休業取得者がいた事業所)	取得者数						
		0人	1人	2人	3人	4～7人	8人以上	無回答
全体	85	91.8%	7.1%	—	—	—	—	1.2%
中小企業	31	90.3%	9.7%	—	—	—	—	—
大企業	42	92.9%	4.8%	—	—	—	—	2.4%
非該当	12	91.7%	8.3%	—	—	—	—	—

※育児休業が「制度としてある」「慣行としてある」事業所は574のうち1人以上の育児休業取得者がいた事業所は85（14.8%）

資料出所：川崎市『2004年度版川崎市労働白書』167頁より作成

表II-7③ 2003年度1年間の川崎市内の民間企業・事業所における介護休業取得者数（川崎市）

	調査事業所数(介護休業が「制度としてある」「慣行としてある」事業所)	取得者数						
		0人	1人	2人	3人	4～7人	8人以上	無回答
全体	509	91.4%	2.0%	0.4%	—	—	0.2%	6.1%
中小企業	270	90.4%	1.1%	0.4%	—	—	0.4%	7.8%
大企業	176	91.5%	3.4%	0.6%	—	—	—	4.5%
非該当	63	95.2%	1.6%	—	—	—	—	3.2%

※市内2000民間企業・事業所を無作為に抽出し調査。回収された調査票は812枚、回収率は40.6%、うち、介護休業が「制度としてある」「慣行としてある」事業所は509（62.7%）

資料出所：川崎市『2004年度版川崎市労働白書』168頁より作成

表II-7④ 2003年度1年間の川崎市内の民間企業・事業所における男性の介護休業取得者数（川崎市）

	調査事業所数(介護休業取得者がいた事業所)	取得者数		
		0人	1人	2人以上
全体	13	69.2%	23.1%	7.7%
中小企業	5	40.0%	40.0%	20.0%
大企業	7	85.7%	14.3%	—
非該当	1	100.0%	—	—

※介護休業が「制度としてある」「慣行としてある」事業所は509のうち1人以上の介護休業取得者がいた事業所は13（2.6%）

資料出所：川崎市『2004年度版川崎市労働白書』169頁より作成



II-8 育児を理由に離職した人（男女）の割合・介護を理由に離職した人（男女）の割合

育児を理由に離職した男性は1997年度、2002年度ともに川崎市の企業においては一人もいませんでした。2002年度の介護を理由に離職した男性は200人となっていますが、女性の4,400人に比べると5%以下です。これらの数値は全国（17.4%）と比較して低くなっています。介護に比べ、育児は極端に女性に固定化している状況がうかがえます。男女がともに仕事と家庭を両立できるようにするには、こうした偏りをなくしていくことが必要であり、この指標をみていくことが重要だと考えられます。

表II-8① 男女、年齢、前職の離職理由別15歳以上人口（川崎市）

男女別	総数	人員整理・勤務時間短縮のため	会社倒産・事業所閉鎖のため	事業不振や先行き不安	一時的に休職したため	収入が少なかった	労働条件が悪かった	自分に合わない仕事だった	家族の転居・転勤又は事業所の移転のため	定年又は雇用契約の満了のため	育児・高齢のため	結婚のため	育児のため	家族の介護・看護のため	その他
男女別	270.4	20.3	16.0	16.5	20.5	16.5	16.0	17.3	3.0	30.9	14.9	15.2	15.7	4.6	62.4
15~24歳	39.4	-	1.3	1.1	8.1	3.3	2.5	4.6	-	0.5	0.9	1.1	1.8	-	14.3
25~34	91.2	3.3	1.9	5.6	7.4	7.8	7.4	6.5	1.2	3.0	2.3	12.6	9.2	0.9	21.8
35~44	38.6	3.7	2.9	3.7	1.6	3.0	1.6	4.1	0.8	1.3	1.1	1.3	4.1	0.6	8.8
45~54	31.9	6.1	3.5	2.7	2.4	1.8	2.1	0.8	0.4	1.6	1.4	0.2	0.2	2.0	6.6
55~64	43.3	5.6	4.3	1.6	0.2	0.2	2.0	1.2	0.6	13.3	4.6	-	0.3	1.0	8.2
65歳以上	26.0	1.7	2.1	1.9	0.8	0.3	0.5	-	-	11.1	4.5	-	-	0.2	2.7
男	126.5	12.8	8.9	12.1	10.2	9.1	8.9	7.3	-	18.9	6.9	-	-	0.2	30.8
15~24歳	17.7	-	0.3	0.9	4.2	1.7	0.9	1.7	-	-	0.3	-	-	-	7.5
25~34	32.8	1.6	1.0	4.0	3.6	4.2	4.7	3.1	-	0.2	0.6	-	-	-	9.4
35~44	16.3	1.8	1.5	2.8	0.4	2.5	0.7	1.5	-	0.5	0.7	-	-	-	3.9
45~54	16.1	4.9	1.8	1.5	1.5	0.2	1.3	0.4	-	1.0	0.3	-	-	0.2	3.1
55~64	26.4	3.5	3.0	1.4	0.2	0.2	1.3	0.5	-	9.1	2.4	-	-	-	4.7
65歳以上	17.2	1.0	1.2	1.4	0.3	0.3	-	-	-	8.1	2.6	-	-	-	2.2
女	144.0	7.5	7.1	4.4	10.3	7.3	7.1	10.1	3.0	12.0	8.0	15.2	15.7	4.4	31.6
15~24歳	21.8	-	0.9	0.2	3.9	1.6	1.5	2.9	-	0.5	0.6	1.1	1.8	-	6.8
25~34	58.5	1.6	0.9	1.6	3.8	3.7	2.7	3.4	1.2	2.8	1.6	12.6	9.2	0.9	12.4
35~44	22.3	1.8	1.4	0.8	1.2	0.5	0.9	2.7	0.8	0.8	0.5	1.3	4.1	0.6	4.9
45~54	15.8	1.2	1.7	1.1	0.9	1.6	0.8	0.4	0.4	0.7	1.2	0.2	0.2	1.8	3.5
55~64	16.9	2.1	1.3	0.2	-	-	0.6	0.7	0.6	4.2	2.2	-	0.3	1.0	3.6
65歳以上	8.8	0.7	0.8	0.5	0.5	-	0.5	-	-	3.0	2.0	-	-	0.2	0.5

資料出所：川崎市『川崎市の就業構造—平成14年就業構造基本調査結果—』50頁

表II-8② 全国との比較

		川崎市						全国					
		総数		育児のため		家族の介護・看護のため		総数		育児のため		家族の介護・看護のため	
		実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)
1997年度	男性	107	100.0	0	0.0	0	0.0	9862	100.0	5	0.05	75	0.8
	女性	118	100.0	15	12.7	3	2.5	11964	100.0	1263	10.56	445	3.7
2002年度	男性	126.5	100.0	0	0.0	0.2	0.2	11085.4	100.0	5.1	0.05	77.8	0.7
	女性	144.0	100.0	15.7	10.9	4.4	3.1	12944.1	100.0	1176.3	9.09	446.7	3.5

資料出所：川崎市のデータは川崎市『川崎市の就業構造—平成14年就業構造基本調査結果—』と『川崎市の就業構造—平成9年就業構造基本調査結果—』、全国データは総務省『平成14年就業構造基本調査』『平成9年就業構造基本調査』（総務省統計局ホームページ）より作成

II-9 保育所の未入所児童数

川崎市の保育所の総数は漸増しており、それに伴って在籍乳幼児数も増加してきました（表II-9①）。しかし、依然として待機乳幼児数は横ばいの状態にあり、とくに3歳未満児の待機乳幼児が多くなっています。「利用児童数に対する待機児童数の相対指数」で政令指定都市の比較をしてみると、川崎市は仙台市に次いで待機児童の相対指数が高くなっています（表II-9②）。男女がともに仕事と家庭を両立できるようにするために、この指標をみていくことは重要だと考えられます。

表II-9① 保育所の概況（川崎市）

在籍乳幼児数は増加傾向

年 度	保育所数	在籍乳幼児数			待機乳幼児数	
		総 数	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
平成11年度	109	10,109	3,804	6,305	552	314
12年度	109	10,346	3,966	6,380	422	266
13年度	109	10,684	4,161	6,523	476	229
14年度	112	10,879	4,204	6,675	499	200
15年度	113	11,312	4,356	6,956	502	253

資料出所：川崎市『平成17年版川崎市統計データブック』42頁

表II-9② 保育所の状況—指定都市比較— 2003年4月1日現在

政令指定都市	保育所数 (か所)	定員 (人)	利用児童数 (人)	待機児童数 (人)	利用児童数 に対する待機児童数の 相対指数
札幌市	168	14,579	15,069	184	0.012
仙台市	96	8,684	9,213	637	0.069
さいたま市	83	7,843	7,859	230	0.029
千葉市	88	9,177	9,248	159	0.017
横浜市	267	24,983	24,777	1,123	0.045
川崎市	113	10,965	10,991	699	0.064
名古屋市	272	31,800	30,391	499	0.016
京都市	249	23,775	24,817	225	0.009
大阪市	335	37,996	38,137	1,355	0.036
神戸市	162	16,400	16,853	934	0.055
広島市	145	17,909	17,674	256	0.015
北九州市	157	15,335	15,488	90	0.006
福岡市	158	22,225	23,345	435	0.019
計	2,293	241,671	243,862	6,829	0.028

※利用児童数に対する待機児童数の相対指数＝待機児童数／利用児童数  
資料出所：厚生労働省「保育所の状況（平成15年4月1日）等について」（厚生労働省ホームページ「報道発表資料2003/8/19」）より作成



### Ⅲ 性別役割分業意識から自由になる

その人自身の向き不向きや能力よりも性別を優先し、「男だから(女だから)～が向いている」「女だから(男だから)～をしてはいけない」と決めつける社会のありかたの全面的な見直しが進んでいます。そうした中で「男は外で働き、女は家庭を守る」という典型的な分業については意識も実態も大きく変化しました。平成16年全国調査では賛否が逆転し、日本社会全体でこの考えに賛成する人が少数派になったのです。実態としても共働き世帯が増加し、既婚女性の就労は増加しています。

しかし、社会には、性別分業を温存する慣習や制度がたくさん残っています。身の回りにはむしろそうした伝統的な性別分業にのっとって生活した方が楽だと感じさせることもあるでしょう。意識の変化と実態の両方を慎重に見ていくことが必要です。

女性が職業を持つことに対する意識も男女ともに「中断再就職型」から「継続型」へと移行しています。子どもを持って女性も仕事をやめないほうがよいという考えを男女共に持つようになってきました。一方、「男は仕事、女は家庭」という単純な分業に賛成でない人でも「父親は仕事中心で家事は補助的でよいが、女性は仕事をする場合は家事や育児に支障がない範囲にとどめるべき(父親は仕事中心・母親は育児中心)」という分業への支持は多くなっています。古典的な分業についての意識は大きく変化しても、性別役割分業意識そのものがなくなったわけではありません。子育てと職業のバランスをとることが困難な状況を予測し、現実に両立を断念した人は多いでしょう。実態に即した意見をもつ人が多くなるのは当然ともいえます。子育て・子育て世代に該当する20代後半から40代前半の女性の6割以上がこれに賛同しているという数値をてがかりに、私たちは複雑化した性別役割分業意識を読み取るべきでしょう。

また「子どもを持つ母親も就労を継続したほうがよい」「そうしたい」「妻にもそうあってほしい」「そうあるべきだ」という意見が性別分業を解消する方向ではなく、皮肉なことに「女性は子どもを持つと十分に働けないから、男性のような重要なポストには就かないほうがよい」という形で職業における性差別を強化しかねない点にも注意が必要です。女性たちが派遣やパートなど子育てと仕事が両立しやすい立場をとるのはなぜか、子育てをめぐる性別役割分業意識に注目することがいっそう重要になってきたといえます。若い世代が性別役割分業の問題点についてより現実的に理解できるような学習の機会を提供していくことが大切です。



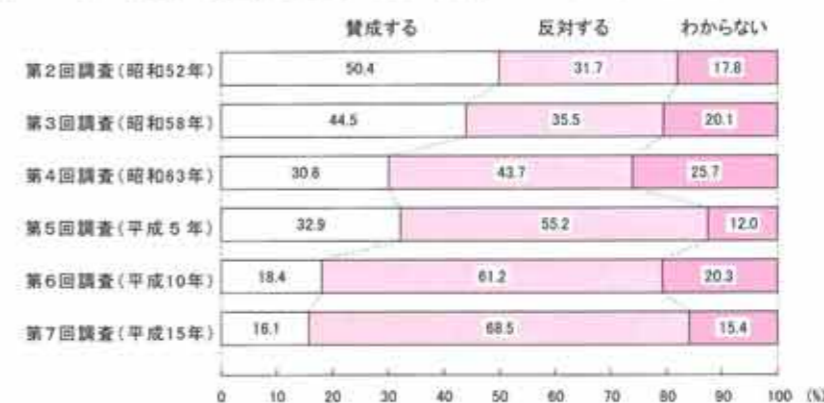
### Ⅲ-1 男は仕事、女は家庭という役割観をもつ子どもの比率

自分自身の個性や能力を十分に伸ばせる男女共同参画社会では、個々人が「男は仕事、女は家庭」という役割観にとらわれないことが前提になります。とくに、21世紀を担う若者が、性別役割分業意識からどれだけ自由であるかという指標をみていくことは重要だと考えられます。

内閣府では、日本の青少年の意識の特徴及び問題状況を的確に把握し、今後の政策立案に反映させるとともに、諸外国の青少年との相互理解の促進に必要な基礎資料を得ることを目的に、1972年から5年ごとに世界青年意識調査を実施しています。第7回調査は、2003年2月から6月にかけて実施され、日本、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、韓国の18歳から24歳までの青少年(男女)を対象に、家庭関係、学校関係、職業関係、友人関係、地域社会・余暇関係、国家・社会関係、人生観などについて聞いています。

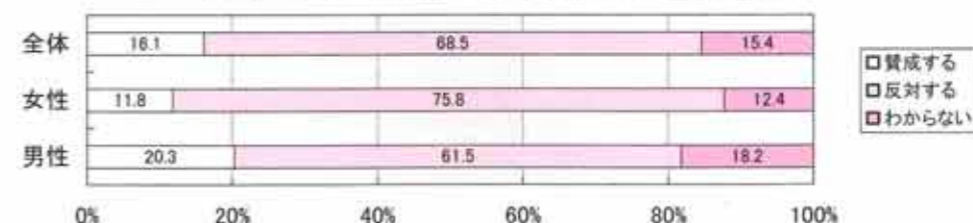
下に示したデータから、固定的な男女の役割に反対と回答する若者が増えてきていることがうかがえます。

図Ⅲ-1① 男女の役割観(経年比較:日本) a 「男は外で働き、女は家庭を守る」



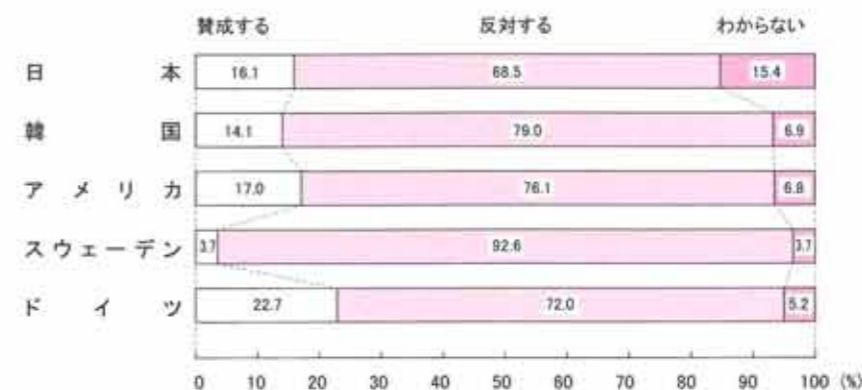
資料出所:内閣府「第7回世界青年意識調査結果概要速報(平成14・15年)」(内閣府ホームページ「共生社会政策統括官青少年育成」)

図Ⅲ-1② 男女の役割観(第7回調査男女別結果)



資料出所:内閣府「第7回世界青年意識調査結果概要速報(平成14・15年)」(内閣府ホームページ「共生社会政策統括官青少年育成」)より作成

図Ⅲ-1③ 男女の役割観(各国比較) a 「男は外で働き、女は家庭を守る」



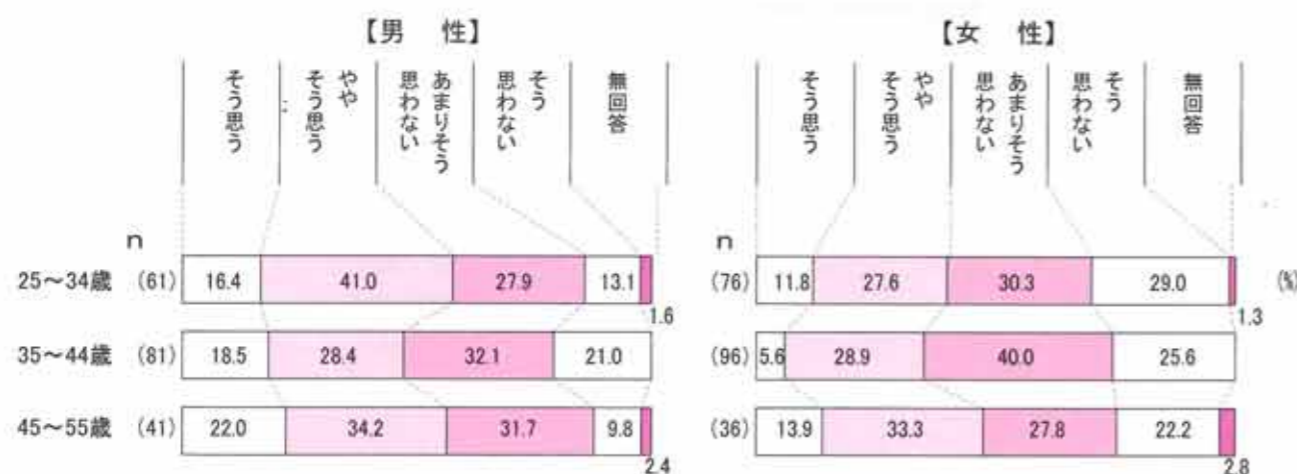
資料出所:内閣府「第7回世界青年意識調査結果概要速報(平成14・15年)」(内閣府ホームページ「共生社会政策統括官青少年育成」)



### III-2 男は仕事、女は家庭という役割観をもつ男女別割合

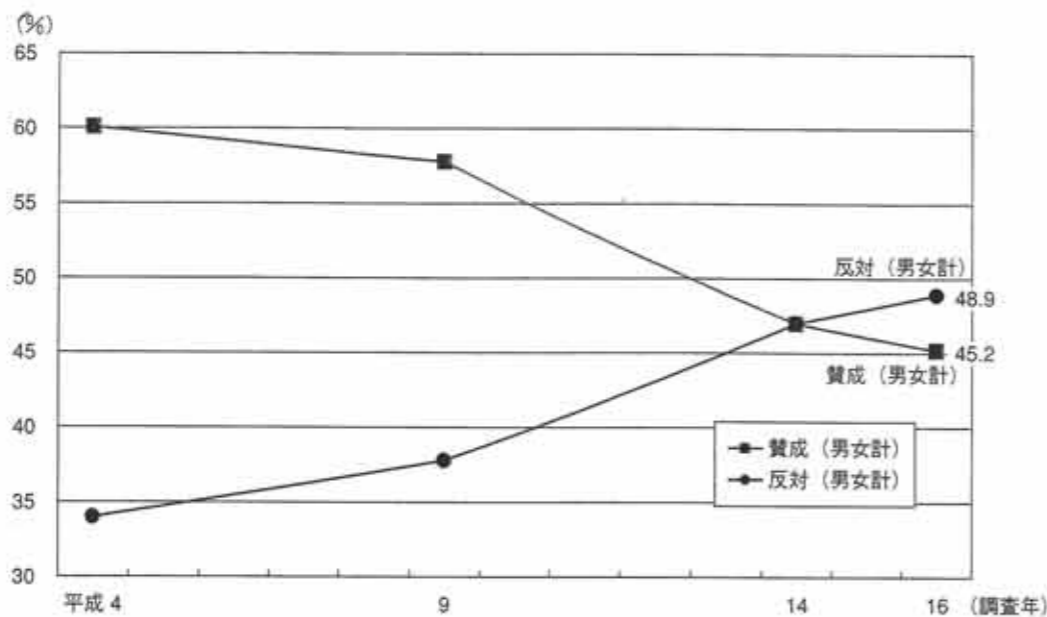
図III-2②をみると、男女共に確実に役割意識は変化してきています。2004（平成16）年の結果は男女共に伝統的な性別役割分業に対して反対の意識を持つ人の割合が賛成を上回りました。1992（平成4）年には賛成が反対を約25ポイント多かったものが2002（平成14）年には同じになり、2004（平成16）年の逆転へと着実に意識は変化しています。川崎市においてもスポット調査ではありますが『生活と就労に関する調査—第2次川崎市生活時間実態調査—』（調査年月2003年8～9月）の結果（図III-2①）をみると、「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」という考えに賛成する人の割合は男性の方が多く50%程度ですが、女性ではどの年齢層でも過半数が否定的であり25～44歳では約6割が否定的な回答をしています。女性は確実に伝統的な役割意識から自由になりつつあることがうかがえます。

図III-2① 就労・家事と役割意識「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」（川崎市）



資料出所：川崎市『生活と就労に関する調査報告書—第2次川崎市生活時間実態調査—』2004年31頁

図III-2② 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方について（全国）



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」より作成。  
2. 「賛成」、「反対」の他に「わからない」との回答があるため、合計しても100%にならない。

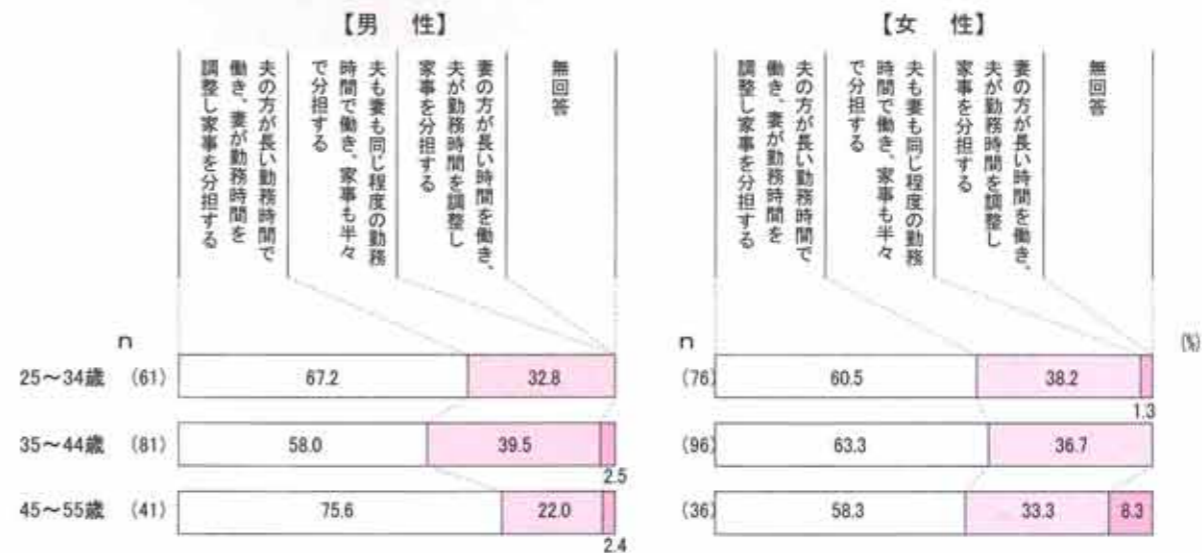
資料出所：内閣府『平成17年版男女共同参画白書』65頁

### III-3 「男性は仕事中心で家事は補助的でよいが、女性は仕事をする場合は家事や育児に支障がない範囲にとどめるべき」という考え方に同意する人の割合

女性が職業を持つことに対する男女の意識の変化を図III-3②から時系列的に見ると、男女ともに1992（平成4）年から2004（平成16）年まで一定の方向で変化しています。女性では「子どもができてずっと職業をつづけるほうがよい」が2004（平成16）年に41.9%となり、それまで一番多かった「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」の37.0%を上回り、女性も継続して職業を持つことに対する支持が一番になりました。男性では既に、2002（平成14）年に「子どもができて女性が職業を持ち続ける」ことを肯定する人の割合が一番になっていました（図III-3③）。この間の、労働環境の厳しい状況が意識変化の背景の一つにあると考えられます。

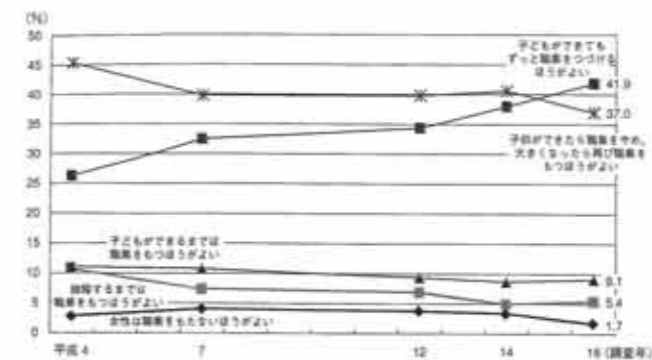
しかし、川崎市のデータ（図III-3①）によると就労上の保障（収入や福利厚生）が同じであるとした場合の望ましい夫婦の形態を聞いた結果では、男女共に「夫の方が長い勤務時間で働き、妻が勤務時間を調整し家事を分担する」という形態が「家事も仕事も半々」よりも多くの人に支持されています。今後も、市民の就労継続に対する意識を見ていくことは重要であると考えられます。

図III-3① 就労上の保障が同じであるとした場合の望ましい夫婦の役割分担（川崎市）



資料出所：川崎市『生活と就労に関する調査報告書—第2次川崎市生活時間実態調査—』2004年37頁

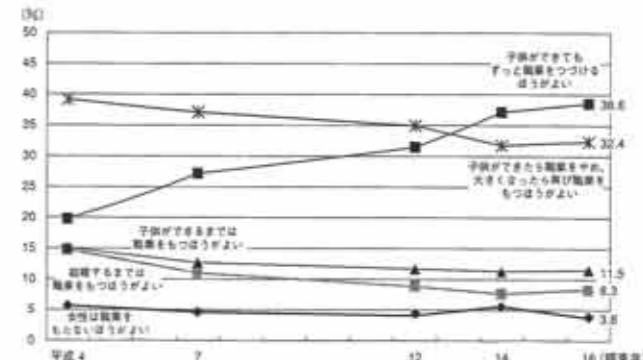
図III-3② 一般的に女性が職業をもつことに対する女性の意識（全国）



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」より作成。  
2. これらの回答の他に「その他・わからない」があるため、合計しても100%にならない。

資料出所：内閣府『平成17年版男女共同参画白書』64頁

図III-3③ 一般的に女性が職業をもつことに対する男性の意識（全国）



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」より作成。  
2. これらの回答の他に「その他・わからない」があるため、合計しても100%にならない。



## IV 男女が互いの人権を尊重し、ともに生きる

これまでみてきたように社会的カテゴリーとしての男性と女性の間には、経済力の格差や意思決定における力関係の格差があります。そのうえ「男は強くたくましくあらねばならない」「妻は夫に従わなければならない」といった性役割に関する通念も根強く残っています。男女間にこうした非対称の権力関係があるために、個々の男女間で女性の権利や尊厳が侵害されても、社会的にそれが問題だとは認められなかった長い歴史があります。加害者は自分が加害者であると自覚せず、被害者も人権侵害の原因が加害者ではなく自分に非があるかのように思い込まされてきました。

その端的な例がドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に対する暴力の問題です。夫が妻を殴ることは黙認されていました。警察も「民事不介入」を原則に、夫婦の問題には立ち入らないとしてきたのです。この立場は1990年代後半以降大きく変わり、社会的に女性の権利が人権として認められるようになりました。

性別に関わらず人権は尊重されなければなりません。女性の尊厳や安全を脅かす夫や恋人からの暴力、公共交通機関における痴漢行為などは、人権を侵害する犯罪行為です。暴力による人権侵害の被害者の人権回復、被害の予防、加害者の処罰、再発防止の取組みがどれだけ進んでいるか、推進状況を確認することが大切です。

各種の調査が被害の多さを裏付けています。ただし相談センターなどに寄せられる相談数の増加は、必ずしも女性に対する暴力の件数の増加を反映しているとは限らない点に留意する必要があります。これまで声の上げられなかった被害者がようやく相談するようになり、被害が顕在化していると思われます。取組みの推進と被害の顕在化がある程度並行しているものとして数値を読む必要があるでしょう。取組みが進み、人々の人権意識が高まり、相談件数が増えるのは歓迎すべきことです。

職場でのセクシュアル・ハラスメントも職場における人権侵害です。セクシュアル・ハラスメント被害者のための相談窓口を設置しても相談がない場合、被害がないわけではなく、むしろ担当者への不信感や広報不足といった原因がありそうです。ここでも被害の顕在化が最初の課題です。セクシュアル・ハラスメントは比較的新しい概念なので、相談担当者による二次被害を防ぐうえでも正確な知識を身につけるための研修が大事です。そのほか予防のための取組みの実施を数値化することも有意義でしょう。

人権のあらたな面として、性と生殖をめぐる権利がありますが、この権利がいまどんな状況にあるのかを把握する上で、参考にできる数値として人工妊娠中絶数を取り上げています。背景にさまざまな要因があるのでこの数値の増減をもって単純に評価対象とすることはできませんが、慎重に動向を見ていく必要がある数値です。このほかにも性病に関する統計、女性に特有の乳ガンや子宮ガンに関する統計、女性専門外来のある病院数なども参考になるでしょう。



## IV-1 ドメスティック・バイオレンス等に関する相談の件数

2001年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が制定され、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために、都道府県等に配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

2000年に実施した川崎市市民意識実態調査（2001年3月）では「夫や恋人から暴力を受けたことがある女性被害者の割合」は9%でした。その後の調査がないので、DV防止法を所管する内閣府がドメスティック・バイオレンスの実態データとして毎年公表している『配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について』から相談件数等をみます。

DV防止法の施行に伴い、配偶者による暴力行為はしてはならない犯罪行為であるということの理解が浸透し、2004年度全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、前年度に比べ14.1%増加しました。医師等暴力の発見者からの通報も増えてきていますが、被害女性が直面する経済的自立の問題や都市化に伴う世帯の孤立化などからまだまだ埋もれている配偶者からの暴力被害は数多くあることと思われます。短期的な増減ではなく、長期的な視点で慎重にみていくことが大切です。

表IV-1① 全国の配偶者暴力相談支援センター相談件数

	2002年度	2003年度	2004年度
全 国	35,943	43,225	49,329
神奈川県	2,047	2,857	2,917

表IV-1② 全国の配偶者暴力相談支援センターが裁判所から保護命令の申立にかかる申立人の相談等の状況に関する書面提出を求められた件数（法第14条第2項）

	2002年度	2003年度	2004年度
全 国	740	896	1,223

資料出所：内閣府男女共同参画局『配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について』 2002～2004年より作成

表IV-1③ 全国の配偶者暴力相談支援センターが配偶者からの暴力の発見者による通報を受けた件数（法第6条）

	2002年度	2003年度	2004年度
全 国	2,295	2,579	3,022

資料出所：内閣府男女共同参画局『配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について』 2002～2004年より作成

表IV-1④ 川崎市男女共同参画センターの電話相談（ハローウィメンズ110番）件数

	2002年度	2003年度	2004年度
電話相談件数	2,322	2,605	2,425
うち、暴力関係	165	157	117

資料出所：川崎市男女共同参画センター『事業概要』2002～2004年より作成



IV-2 セクシュアル・ハラスメントへの対策を実施した事業所の割合

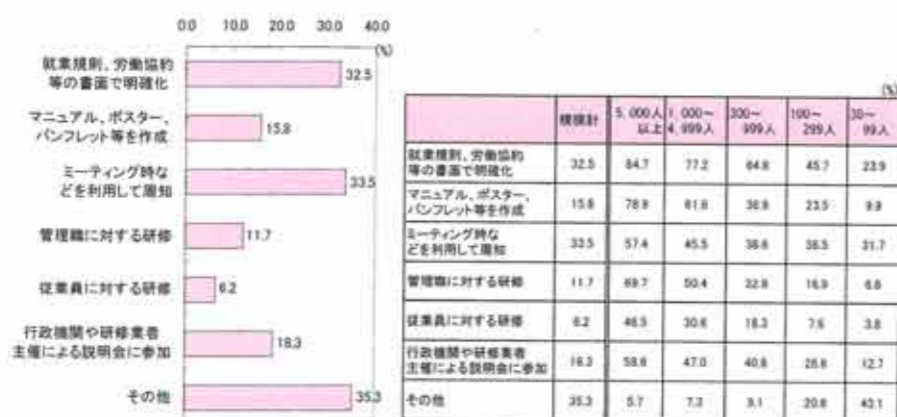
セクシュアル・ハラスメントは、相手の意に反する性的な言動をいいます。たとえば、必要もないのに女性の身体に触れたり、執拗に食事に誘ったりするだけでなく、性的なポスターなどを職場に貼ったり、スクリーンセイバーに使ったりすることも該当します。また、事業所内だけではなく出張先や職場の旅行、忘年会などの場での言動も含まれます。

セクシュアル・ハラスメントは、差別意識を背景として起こる女性に対する性的暴力であり人権侵害です。男女雇用機会均等法第21条は、事業主に、会社等の職場においてセクシュアル・ハラスメントが起こらないよう配慮することを義務づけています。

事業主が、セクシュアル・ハラスメント防止に対する積極的な取組みに努め、女性が、安心して、十分に能力を発揮して働くことができるよう努めているか、看視していくことは、男女共同参画社会の形成のためにも大変重要です。

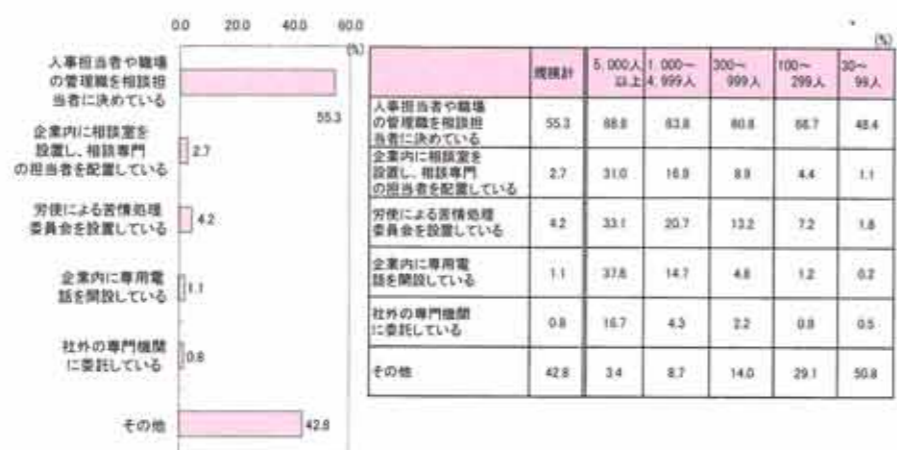
『平成15年度女性雇用管理基本調査結果の概要』では、事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組としては、「従業員に対しミーティング時などを利用して防止の方針等の周知を行った」、「就業規則、労働協約等の書面で防止についての方針を明確化し従業員への周知を行った」、「セクシュアル・ハラスメント説明会に参加した」とする企業割合が高くなっています(図IV-2①)。また、防止のための相談・苦情対応窓口としては、「人事担当者や職場の管理職を相談担当者に決めている」とする企業割合が圧倒的に高く、その他の方法による窓口対応は極めて少ない状況にあります(図IV-2②)。

図IV-2① セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組内容別企業割合 (M, A.) (全国)



資料出所：厚生労働省『平成15年度女性雇用管理基本調査結果の概要』16頁

図IV-2② セクシュアル・ハラスメント防止のための相談・苦情対応窓口設置内容別企業割合 (M, A.) (全国)



資料出所：厚生労働省『平成15年度女性雇用管理基本調査結果の概要』17頁

IV-3 年齢別人工妊娠中絶件数

人工妊娠中絶は、望まない妊娠をしたなどの理由から、選択される場合があります。

表IV-3は、川崎市の人工妊娠中絶件数と実施率を年齢別に表したもので、毎年発行される、『川崎市健康福祉年報』で見ることができます。

この表をみると、20～24歳の実施率が高くなっています。それに次いで高いのが、10代の女性たちです。

表IV-3 年齢階級別人工妊娠中絶件数・実施率(女子人口千対) 年次推移

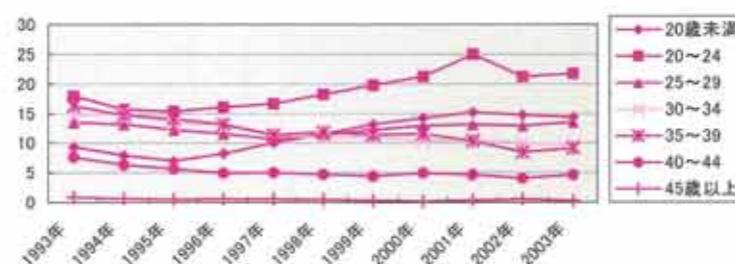
年齢	総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上	年齢不詳
平成10年	3,183	363	845	701	592	492	188	20	2
11	3,342	404	883	751	624	500	182	16	2
12	3,514	457	969	787	601	528	185	9	-
13	3,536	451	1,043	750	636	468	172	14	2
14年度	3,223	428	870	735	617	408	134	21	-
15	3,279	408	879	729	601	464	186	11	1

注) 1. 実施率(総数) = (人工妊娠中絶件数 / 15歳以上50歳未満女子人口) × 1,000  
 2. 実施率(20歳未満) = (20歳未満の人工妊娠中絶件数 / 15歳以上20歳未満女子人口) × 1,000  
 3. 実施率(45歳以上) = (45歳以上の人工妊娠中絶件数 / 45歳以上50歳未満女子人口) × 1,000  
 4. 人工妊娠中絶件数は、平成13年までは年計(1月から12月)、平成14年度からは半年計(4月から翌年3月)となっています。

資料：庶務課『衛生行政報告例(届出統計)』より

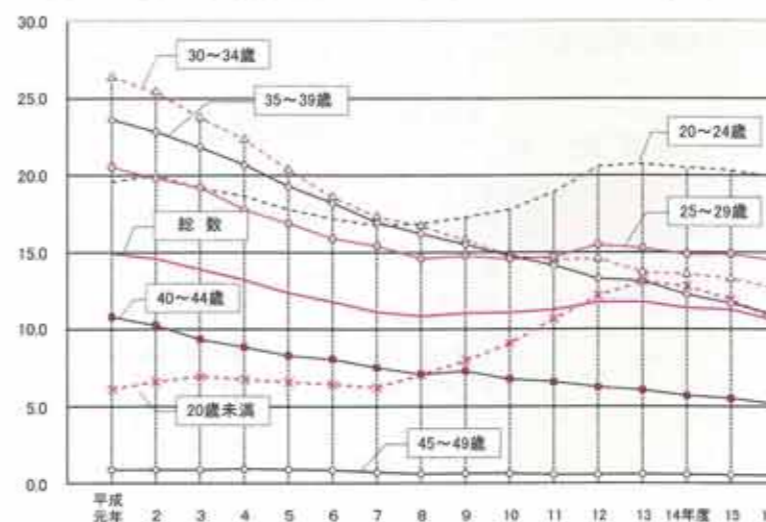
資料出所：川崎市『平成15年度川崎市健康福祉年報』56頁

図V-3① 年齢階級別人工妊娠中絶実施率年次推移(川崎市)



資料出所：川崎市『川崎市健康福祉年報』1998～2003年より作成

図IV-3② 年齢階級別人工妊娠中絶実施率年次推移(全国)



注) 「母体保護統計報告」により報告を求めていた平成13年までは翌年の数値であり、「衛生行政報告例」に統合された平成14年からは年度の数値である。

資料出所：厚生労働省「平成16年度保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)結果の概況」(厚生労働省ホームページ「統計調査結果」)

図V-3①、図V-3②は、川崎市と全国の人工妊娠中絶の実施率の推移を、年齢別に表したものです。

全国のデータと比較すると、川崎市のとくに20歳未満では、全体的に2～3ポイント高く、20～24歳までの実施率では、1998年から川崎市の方が高くなっています。ところが、他の年代層では、逆に、全国より低い数字になっています。

中絶件数の増減の背景には、適切な避妊法などの性と生殖に関わる知識や情報の浸透、当事者間での対等なコミュニケーションのあり方など、さまざまな要因があります。

男女平等社会の実現には、男女の対等な関係性の確立が必要不可欠であり、生涯を通じた性と生殖に関する健康を保障するということから、この指標の動向を慎重にみていくことが重要だと考えられます。



## 川崎の人々

川崎市に住んでいる人々の状況は、川崎市ホームページ「統計情報」(http://www.city.kawasaki.jp/20/20tokei/home/toppage.htm) で公開されている「人口統計」、「国勢調査結果」、「川崎市の就業構造」、「川崎市の学校」、「川崎市統計データブック」などでみることができます。また、それらの結果はそれぞれ製本され、川崎市情報プラザ、市内各区役所、図書館で閲覧できます。

### 1 人口動態

#### (1) 男女別年齢別人口の推移

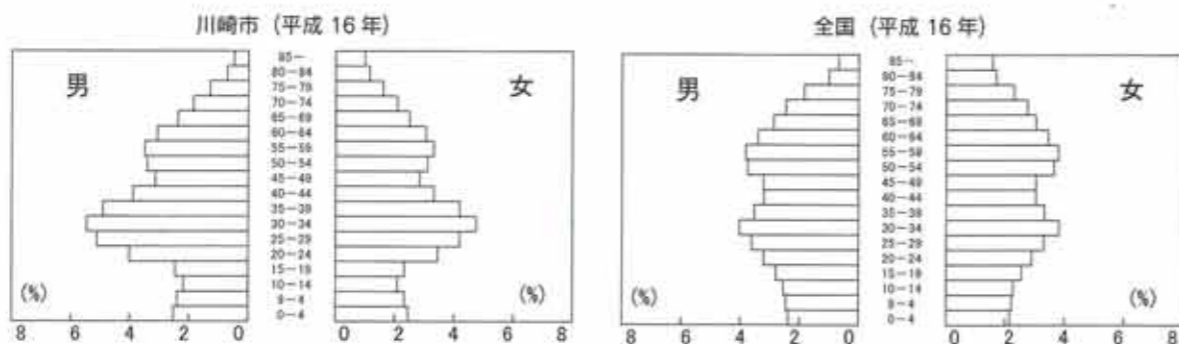
表 1 (1) ① 人口の推移

→ 続く人口増加

年次	面積 (km <sup>2</sup> )	人口			性比 女性=100	備考
		総数	男	女		
昭和30年	131.26	445,520	231,884	213,626	108.8	国勢調査人口(10月1日)
35年	132.93	632,975	334,490	298,485	112.1	〃
40年	136.17	854,888	451,537	403,329	112.0	〃
45年	136.17	973,488	511,073	462,413	110.5	〃
50年	141.24	1,014,951	532,890	482,061	110.5	〃
55年	142.16	1,040,802	543,269	497,533	109.2	〃
60年	142.63	1,088,624	569,061	519,563	109.5	〃
平成 2年	143.47	1,173,603	617,425	556,178	111.0	〃
7年	143.87	1,202,820	629,804	573,016	109.9	〃
12年	144.35	1,249,905	649,997	599,908	108.3	〃
15年	144.35	1,293,618	670,366	623,252	107.8	推計人口(10月1日)
16年	144.35	1,306,021	675,919	630,102	107.3	〃
17年	144.35	1,306,313	676,411	631,902	107.0	推計人口(4月1日)

資料出所：川崎市『平成 17 年版川崎市統計データブック』2 頁

図 1 (1) 年齢 5 歳階級別人口ピラミッド (割合)



資料出所：川崎市「年齢別人口(平成 16 年 10 月 1 日現在)」(川崎市ホームページ「統計情報」)

2000 (平成 12) 年度の国勢調査結果から、高齢化の程度を示す老年化指数をみると、川崎市も高齢化が急激に進んでいることがうかがえます(表 1 (1) ②)。しかし、区別でみていくと、川崎区と宮前区では年齢別人口の構造に大きな違いがあります。また、13 大都市で比較すると、川崎市の従属人口指数は最も低く、老年化指数も千葉市の 90.5 に続く低い数字になっています(表 1 (1) ③)。

表 1 (1) ② 人口指数の推移

年次別 区別	年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数
昭和45年	31.4	4.6	36.0	14.5
50年	33.7	6.0	39.7	17.7
55年	32.1	7.8	40.0	24.4
60年	27.6	9.3	36.9	33.7
平成 2年	21.9	10.6	32.5	48.5
7年	19.1	13.3	32.4	69.3
平成12年	18.5	16.7	35.2	90.6
川崎区	17.4	22.8	40.2	131.4
幸区	17.6	21.6	39.2	122.3
中原区	17.1	16.2	33.3	94.5
高津区	18.4	14.3	32.8	77.6
宮前区	21.5	12.7	34.2	58.7
多摩区	18.0	14.0	32.0	77.9
麻生区	19.1	18.0	37.0	94.2

年少人口指数 = (0 歳 ~ 14 歳人口) / (15 歳 ~ 64 歳人口) × 100  
 老年人口指数 = (65 歳以上人口) / (15 歳 ~ 64 歳人口) × 100  
 従属人口指数 = (0 歳 ~ 14 歳人口) + (65 歳以上人口) / (15 歳 ~ 64 歳人口) × 100  
 老年化指数 = (65 歳以上人口) / (0 歳 ~ 14 歳人口) × 100

資料出所：川崎市「平成 12 年国勢調査結果川崎市の人口 (1)」(川崎市ホームページ「統計情報」)

表 1 (1) ③ 13 大都市別人口指数

都市別	年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数
全 国	21.4	25.5	46.9	119.1
札幌市	19.3	20.4	39.7	105.8
仙台市	20.2	18.3	38.5	90.6
千葉市	19.1	17.3	36.4	90.5
東京都(区部)	15.4	22.8	38.2	148.4
川 崎 市	18.5	16.7	35.2	90.6
横浜市	19.3	19.4	38.6	100.5
名古屋市	20.1	22.5	42.6	111.7
京都市	18.3	24.9	43.2	136.1
大阪市	18.0	24.4	42.4	135.7
神戸市	20.0	24.4	44.4	122.1
広島市	21.8	20.2	42.1	92.6
北九州市	20.7	28.7	49.5	138.6
福岡市	19.7	18.4	38.1	93.0

### (2) 出生率と死亡率

表 1 (2) 出生率と死亡率

出生率は 10.2 と全国の 8.9 を上回る

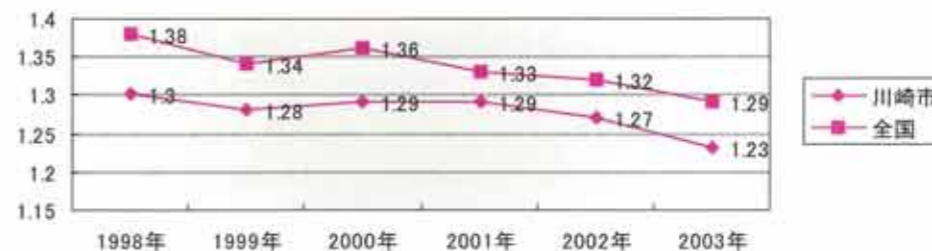
年次	出生	死亡	死産	出生率		死亡率		死産率	
				川崎市	全国	川崎市	全国	川崎市	全国
平成 11 年	13,317	7,125	321	10.7	8.4	5.7	7.8	23.5	31.6
12 年	13,542	6,902	331	10.8	9.5	5.5	7.7	23.9	31.2
13 年	13,721	7,091	346	10.8	9.3	5.6	7.7	24.6	31.0
14 年	13,646	7,159	365	10.6	9.2	5.6	7.8	26.1	31.1
15 年	13,175	7,398	346	10.2	8.9	5.7	8.0	25.6	30.5

※出生率、死亡率は各年 10 月 1 日人口 1,000 人に対する割合。死産率は死産数の出生数(出生数+死産数)に対する割合。  
 資料出所：川崎市『平成 17 年版川崎市統計データブック』45 頁

※出生率、死亡率は各年 10 月 1 日人口 1,000 人に対する割合。死産率は死産数の出生数(出生数+死産数)に対する割合。  
 資料出所：川崎市『平成 17 年版川崎市統計データブック』45 頁

表 1 (2) でみると、出生率は全国を大きく上回っていますが、図 1 (2) に示す合計特殊出生率では、川崎市は全国より若干低い数字となっています。図 1 (1) の人口ピラミッドからも分かるように、川崎市は、20 代から 30 代の女性が多く居住している地域です。全国的に見て、人口に対して子どもが多く生まれていますが、子どもを産む年齢の女性が多く住んでいるということ、女性が子どもを多く産んでいるかといえそうではないことがうかがえます。

図 1 (2) 合計特殊出生率



※合計特殊出生率とは、その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。  
 資料出所：川崎市データは川崎市『川崎市統計書(2004 年版)』266 頁、全国データは厚生労働省「人口動態調査(平成 16 年)」(厚生労働省ホームページ「統計調査結果」)より作成

### (3) 婚姻率と離婚率

婚姻率は全国に比べて高い数字を示していますが、2002 年から、婚姻率、離婚率ともに減少傾向を示しています。

表 1 (3) 婚姻率と離婚率

年次	婚姻(人)	婚姻率(%)		離婚(人)	離婚率(%)	
		川崎市	全国		川崎市	全国
1998 年	10,759	8.7	6.3	2,773	2.25	1.94
1999 年	10,211	8.2	6.1	2,817	2.27	2.00
2000 年	10,980	8.8	6.4	2,959	2.37	2.10
2001 年	11,265	8.8	6.4	3,208	2.53	2.27
2002 年	10,644	8.3	6.0	3,130	2.44	2.30
2003 年	10,383	8.0	5.9	3,100	2.40	2.25
2004 年	10,356	7.9	5.7	3,072	2.35	2.15

※婚姻率、離婚率は各年 10 月 1 日人口 1,000 人に対する割合。  
 資料出所：川崎市データ(1998 ~ 2003 年)は川崎市『平成 17 年版川崎市統計データブック』11 頁、川崎市データ(2004 年)と全国データは厚生労働省「人口動態調査(平成 16 年)」(厚生労働省ホームページ「統計調査結果」)より作成



2 産業構造と有業率

表2 産業の構造 (川崎市)

サービス業従業者数は増加傾向が続く  
(平成3年は7月1日、他年は10月1日)

産業 (大分類) 別	平成3年		平成8年		平成13年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	47,119	536,531	46,789	536,614	43,058	499,176
農林漁業	23	231	24	208	29	211
鉱業	1	61	1	56	-	-
建設業	4,282	41,736	4,650	45,352	3,945	33,421
製造業	6,212	171,062	5,405	134,446	4,523	90,723
電気・ガス・熱供給・水道業	53	3,401	51	3,154	46	2,836
運輸・通信業	1,723	38,338	1,688	38,418	1,691	37,301
卸売・小売業、飲食店	20,195	124,214	19,496	134,024	17,495	131,017
金融・保険業	605	12,224	645	12,772	524	9,305
不動産業	2,749	8,460	3,096	9,234	2,976	8,935
サービス業	11,160	128,556	11,719	150,419	11,691	176,763
公務 (他に分類されないもの)	116	8,248	114	8,531	136	8,664

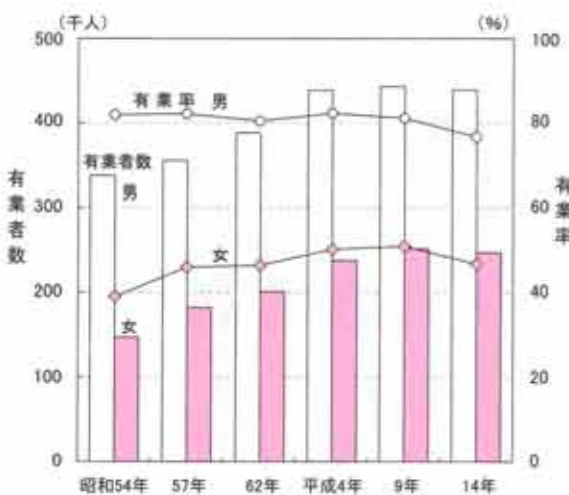
\* 産業及び国・地方公共団体等 (事業所・企業統計調査)

資料出所：川崎市『平成17年版川崎市統計データブック』12頁

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的に、1956年からほぼ3年ごとに実施され、82年からは5年ごとに実施されている調査です。川崎市分の調査結果が報告されている『川崎市の就業構造—平成14年就業構造基本調査結果—』をみると、有業者は68万4千人で、そのうち男性有業者は43万7千人(64%)、女性有業者は24万7千人(36%)という結果でした(図2①)。1997(平成9)年の前回調査に比べてそれぞれ4千人ずつ減少し、有業率は、男性は76.4%、女性は46.7%になっています。因みに、無業者数は男性が13万4千人、女性が28万3千人で、前回調査と比べると男性は2万7千人(25.2%)の増、女性は3万6千人(14.6%)の増で、大幅な増加を見せています。

また、産業別就業者に占める男女の割合(図2②)が、「平成12年度国勢調査結果川崎市の人口(1)」で報告されています。これをみると、女性は第2次産業で低く、第3次産業で半数近くを占めています。

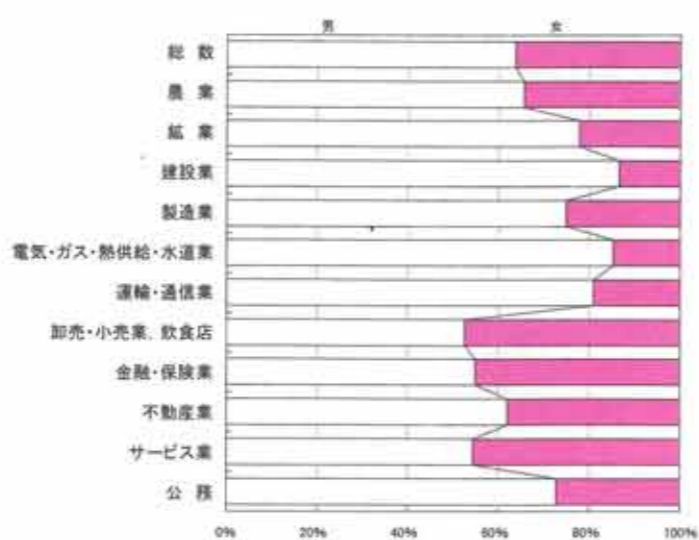
図2① 男女別有業者数、有業率の推移 (川崎市)



有業率=有業者数/15歳以上人口  
男性有業率=男性有業者数/男性15歳以上人口  
女性有業率=女性有業者数/女性15歳以上人口

資料出所：川崎市『川崎市の就業構造—平成14年就業構造基本調査結果—』9頁

図2② 男女、産業(大分類)別就業者の割合 (川崎市)



資料出所：川崎市「平成12年度国勢調査結果川崎市の人口(1)」(川崎市ホームページ「統計情報」)

3 川崎に住む外国人

表3① 外国人登録人口 (川崎市)

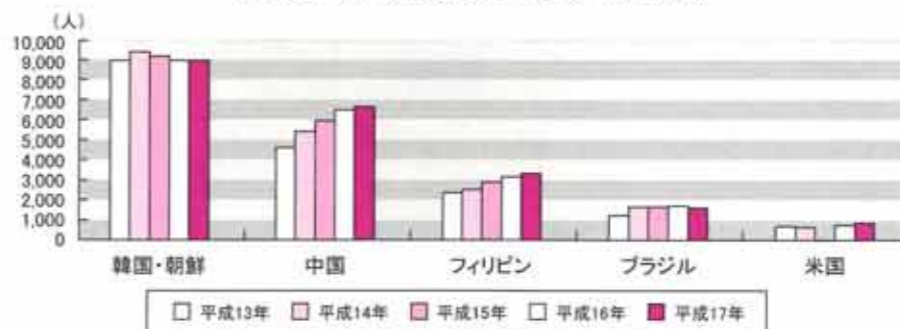
中国、フィリピン、米国籍の外国人登録者構成比が増加傾向  
(単位：人) (毎年3月末日)

年次・区別	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ブラジル	米国	その他
平成13年	22,365	9,252	4,714	2,326	1,285	630	4,158
14年	24,199	9,427	5,452	2,640	1,394	645	4,641
15年	25,351	9,358	6,092	2,879	1,401	675	4,946
16年	26,636	9,266	6,658	3,290	1,414	685	5,333
17年	26,824	9,152	8,774	3,319	1,377	727	5,475
17年度別内訳							
川崎区	10,009	4,725	1,873	1,073	902	55	1,381
幸区	3,112	1,017	906	446	68	66	609
中原区	3,381	949	951	439	98	127	817
鹿津区	3,136	931	767	477	105	144	712
宮前区	2,479	602	665	316	73	125	698
多摩区	3,225	606	1,054	454	87	142	883
麻生区	1,482	323	558	114	44	68	375

資料出所：川崎市『平成17年版川崎市統計データブック』10頁

川崎市における外国人登録者数は、表3①に示すように増加の傾向にあります。とくに国別のデータをみると、中国籍の増加が目立っています。それに比して、韓国・朝鮮籍は減少傾向にあります。また、区別でみると、最も多いのは川崎区で、全体の4割近くを占めています。

図3① 外国人登録人口の推移 (川崎市)



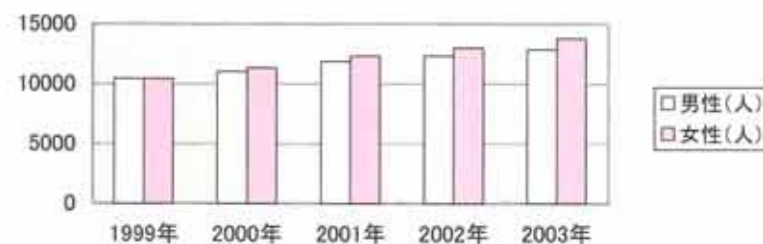
資料出所：川崎市『平成17年版川崎市統計データブック』10頁

表3②、図3②は、外国人登録人口の性別データの推移を見るために作成したものです。女性の増加傾向が見られます。

表3② 外国人登録人口の性別推移 (川崎市)

年次	男性(人)	女性(人)	計(人)
1999年	10454	10461	20915
2000年	11005	11360	22365
2001年	11884	12315	24199
2002年	12342	13009	25351
2003年	12846	13816	26662

図3② 外国人登録人口の性別推移 (川崎市)



資料出所：川崎市『川崎市統計書(2004年版)』45頁より作成



## 5つの柱

## 13の重点項目

## 施策



- 1 男女平等推進のためのネットワークの設置  
市民活動への男女平等推進の視点の醸成
- 2 審議会等への女性の参画促進  
市役所における女性管理職比率の向上  
市役所における保育・看護の分野への女性の参画促進  
地域の参画促進に向けた人材育成の実施  
事業所における中心的な役割を担う女性の参画に向けた働きかけ
- 3 男女共同参画を積極的に推進する事業所の顕彰  
事業所における男女共同参画への働きかけ  
女性に対する起業支援  
女性の就業継続支援  
事業所における男性の育児・介護休業取得促進  
市役所における男性の育児・介護休業取得促進  
市職員採用試験における受験資格の年齢要件の拡大
- 4 子育て支援の充実  
男女共同参画の視点によるまちづくりの推進
- 5 男女平等教育の充実  
事業所における男女平等に関する研修への支援  
市民の男女平等に関する学習・研修への支援  
市役所における男女平等意識の醸成
- 6 男女平等のための意識啓発の実施  
男女平等の視点からの広報活動の実施  
効果的な意識啓発のための定期的な実態調査の実施
- 7 男女平等の視点に立った市民とメディア・情報リテラシー活動への支援  
男女平等に関する市民とメディア関係者の情報・意見交換への支援
- 8 人権オンブズマン制度の周知と活用  
女性に対する人権侵害に関する相談・紛争体制の強化  
学校や医療機関等さまざまな分野・機関との連携強化  
ドメスティック・バイオレンスをなくすための取組みの実施
- 9 地域に根ざした女性に対する人権侵害  
書防止・相談・救済体制づくり  
援助を必要とする女性及び支援団体  
等への、財政的支援を含むさまざまな支援の実施
- 10 性と生殖に関する健康と権利についての啓発  
性と生殖に関する健康と権利についての幅広い広報及び情報提供  
長寿期における女性専用外来の設置推進  
女性専用外来に関する市民への情報提供の実施
- 11 性と生殖に関する健康と権利についての啓発  
性と生殖に関する健康と権利についての幅広い広報及び情報提供  
長寿期における女性専用外来の設置推進  
女性専用外来に関する市民への情報提供の実施
- 12 行動計画の推進状況を点検、評価するための取組みの実施  
男女平等推進の観点からの過去の統計の再編成  
市民へのアンケート調査の実施  
男女平等推進の推進状況の点検  
市民による評価に関する支援  
男女平等推進の推進状況調査報告書の作成、公表  
行動計画の推進状況を点検、評価するための指標の設定
- 13 率先して男女平等施策を推進するための庁内推進体制の整備、確立  
市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入  
各局・区役所における男女共同参画推進員の設置  
男女平等に関する条例・行動計画、施策の普及・啓発  
行政執行物における差別的表現の見直し  
男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除  
国や県に対する提言や要望の実施

## おわりに

ここに集めた男女共同参画に関する統計データに一通り目を通していただいたところで、どのような感想を抱かれたでしょうか。また、『男女平等かわさき条例』の目指す「自立・平等・快適なまちかわさき」をイメージするうえで参考にさせていただけたでしょうか。

国や地方自治体では、国勢調査をはじめとして、さまざまな統計調査を実施し、その結果を政策立案の基礎資料にするとともに、一般市民の共有の財産として私たちが幅広く活用できるように公表しています。さらに、大学や研究機関、あるいは新聞社などでは、国や地方自治体が実施している基礎調査からは浮かび上がってこない部分をテーマにした独自の調査を行っています。そうしたデータは、そのときどきの国や地域社会の実態や人々の意識を計り、課題を見出していく上で大きな力を発揮します。

一方で、データは取り方や扱われ方によっては人々を間違った方向に誘導しかねないものもあり、解釈の仕方に問題がある場合もあります。私たちが調査結果を活用する場合は、調査の方法や対象などを注意深くみていく必要があります。またデータが、既に加工されたものであれば、加工のされ方が信頼できるものであるかどうかを見極める力を持つことが大切になります。

この機会に、統計データについて関心を深めていただき、皆様の活動に活かしていただければ幸いです。そして、皆様なら男女共同参画の達成度をどのような指標をみると実感できるのか、あるいはさらにこういったデータがあるとよいのかを考え提案してください。市民の皆様が、このデータブックを活用して、よりよい「市民の考える指標」をうみ出してくださることを願っております。





## かわさきの男女共同参画データブック

---

2006年3月発行

発行 川崎市

編集 川崎市男女共同参画センター

〒213-0001

川崎市高津区溝口2丁目20番地1号

TEL044-813-0808 FAX044-813-0864

<http://www.scrum21.or.jp>

E-mail: [postmaster@scrum21.or.jp](mailto:postmaster@scrum21.or.jp)